長岡京市障がい福祉計画
（第５期計画）

長岡京市障がい児福祉計画
（第１期計画）

平成３０年３月

長　岡　京　市

＜ 目 次 ＞

第1章 計画の策定にあたって 1

1．計画の位置づけ 2

2．長岡京市の概況と課題 6

第2章 成果目標・活動指標 １７

1．平成 32 年度末の成果目標 18

2．平成 30～32 年度の活動指標 ２２

障がい福祉計画（第５期計画）

ア．相談系サービス ２２

イ．訪問系サービス ２８

ウ．日中活動系サービス ３４

エ．居住系サービス ４４

オ．地域生活支援事業 ４７

障がい児福祉計画（第１期計画）

カ．相談系サービス ６２

キ．児童福祉サービス ６３

第3章 計画の推進 71

1．連携体制の充実 ７２

2．計画の進行管理 ７２

3．障がい者（児）福祉基本計画との整合 ７２

4．国への働きかけ ７２

〈資料〉 ７３

「障害」と「障がい」の表記について

長岡京市では、「障害」という言葉について、これが人の生活のしづらさに結びついた状態を表す場合には、「害」をひらがなで表記し「障がい」としています。

これは、否定的なイメージを含む「害」という漢字を人に対して使用することが、差別や偏見の助長につながらないよう配慮するものであり、すべての人権を尊重すること、また、障がいのある人への市民理解を深めることを目的とするものです。

ただし、法律等の用語や固有名詞については、そのままの表記としていることから、計画書を通じて「障害」と「障がい」の２つが混在しています。

第１章
計画の策定にあたって

第１章
計画の策定にあたって

１．計画の位置づけ

① 上位計画と法的根拠

本計画は、「第５次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」の基本理念「自分らしく生きることができる　住みたいまち　住みつづけたいまち　長岡京」の実現を目指す中で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の趣旨を踏まえ、障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る成果目標、活動指標、障がい福祉サービスの必要量、その提供体制確保のための方策を定めるものです。

「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という障害者基本法の目的や平成 29 年 12 月に制定した「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例」の趣旨を踏まえつつ、国の基本指針※に沿って、障がい福祉の支援体制をさらに充実させていきます。

※ 「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）」（最終改正　平成２９年厚生労働省告示第 116 号）

② 計画の対象

身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人、発達障がい・高次脳機能障がいの人や難病等により生活に困難のある人を対象とします。

③ 計画期間

計画期間は、平成 30 年度から平成 32 年度（３か年度）です。

平成	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
長岡京市障がい者（児）福祉基本計画	第三次		第四次					第５次				
長岡京市障がい福祉計画	第二期			第三期			第４期			**第5期**		
長岡京市障がい児福祉計画										**第１期**		

④ 計画策定の基礎とした資料

平成 26 年度に、第５次障がい者児福祉基本計画の策定と併せて実施した市民・事業所を対象としたアンケート調査やヒアリング調査などにより、障がいのある人とその家族・団体、サービス等の提供法人、学校などから、障がい福祉全般及び福祉サービスについて集約した意見に基づいています。本計画期間である平成 30 年度から平成３２年度は引き続き第５次障がい者（児）福祉基本計画期間中であることから、同じ基礎資料を根拠としています。

●市民アンケート調査

<table>
<tr><th></th><th>身体障がい</th><th>知的障がい</th><th>精神障がい</th></tr>
<tr><td>調査対象者</td><td>身体障害者手帳所持者</td><td>療育手帳所持者</td><td>精神障害者保健福祉手帳所持者</td></tr>
<tr><td>抽 出 方 法</td><td>無作為抽出
（ただし、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者を除き、「64歳以下」「65歳以上」を区分とし抽出割合を変更）</td><td>全数抽出
（ただし、精神障害者保健福祉手帳所持者を除く）</td><td>全数抽出</td></tr>
<tr><td>抽 出 基 準 日</td><td colspan="3">平成26年6月1日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">配 布 数</td><td colspan="3">2,272件</td></tr>
<tr><td>合計：1,262件
17歳以下：028件
18-64歳：544件
65歳以上：690件</td><td>合計：438件
17歳以下：099件
18-64歳：325件
65歳以上：014件</td><td>合計：572件
17歳以下：005件
18-64歳：442件
65歳以上：125件</td></tr>
<tr><td>有効回答数（率）</td><td colspan="3">1,142件（５０.２％）
※下記「アンケート回答による回答者属性」には手帳所持の設問で所持する障がい者手帳が不明な回答件数を含まないため、各回答者属性の合計が有効回答数（率）の件数とは一致しません。</td></tr>
<tr><td>（参考）
アンケート回答による回答者属性</td><td>648件（51.3％）
17歳以下：012件
18-64歳：258件
65歳以上：363件
年齢不明　：015件</td><td>223件（50.9％）
17歳以下：037件
18-64歳：169件
65歳以上：008件
年齢不明 ：009件</td><td>218件（38.1％）
17歳以下：004件
18-64歳：157件
65歳以上：053件
年齢不明 ：004件</td></tr>
<tr><td>調 査 方 法</td><td colspan="3">郵送配布・郵送回収</td></tr>
<tr><td>調 査 期 間</td><td colspan="3">平成26年8月20日～平成26年9月10日</td></tr>
</table>

【参考】京都府による障がい者手帳所持者の年齢構成（平成 25 年度末）

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">17 歳以下</th><th colspan="2">18～64 歳</th><th colspan="2">65 歳以上</th><th rowspan="2">合計</th></tr>
<tr><th>人数</th><th>割合</th><th>人数</th><th>割合</th><th>人数</th><th>割合</th></tr>
<tr><td>身体障害者手帳</td><td>58</td><td>1.3%</td><td>1,049</td><td>23.7%</td><td>3,315</td><td>75.0%</td><td>4,422</td></tr>
<tr><td>療育手帳</td><td>113</td><td>19.7%</td><td>436</td><td>75.8%</td><td>26</td><td>4.5%</td><td>575</td></tr>
<tr><td>精神障害者保健福祉手帳</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>483</td></tr>
</table>

※精神障害者保健福祉手帳は年齢構成が公表されていません。また、京都府では有効期限（２年）が過ぎた分を数年に一度、職権抹消されています。

●事業所アンケート調査

調　査　対　象	平成26年4月に長岡京市の支給決定者が利用した、京都府下の障がい福祉サービス法人90件（うち乙訓圏域内35件）
有　効　回　答　数	68件（うち乙訓圏域内30件） ※事業所ごとに複数回答された法人があったため、有効回答率は算出していません。
調　査　方　法	郵送配布・郵送回収
調　査　期　間	平成26年8月20日～平成26年9月10日

●ヒアリング調査

調　査　方　法	個別またはグループでの聴き取り調査
調　査　期　間	平成26年6月～平成26年11月
調　査　対　象	① 当事者（8 団体）：長岡京市肢体障がい者協会／長岡京市視覚障害者協会／長岡京市難聴者協会／長岡京市ろうあ協会／京都言友会／京都喉友会／京都難病連／日本オストミー協会京都府支部 ② 家　族（11 団体）：あらぐさ会／乙訓楽苑家族会／乙訓障害児父母の会／乙訓心臓病の子どもを守る会／乙訓手をつなぐ親の会／乙訓の里親の会／乙訓やよい会／のぞみ工房家族会／花ノ木医療福祉センター利用者の家族／ひまわり会／若竹会 ③ 事業所（法人）（24 団体）：あらぐさ福祉会／ENDEAVOR JAPAN／乙の国福祉会／乙訓障害者事業協会／乙訓聴覚言語障害者地域活動支援センター／乙訓福祉会／乙訓福祉施設事務組合／乙訓やよい福祉会／草のたね／向陵会／こらぼねっと京都／スマイルアライアンス／てくてく／長岡記念財団／長岡京市社会福祉協議会／のぞみ工房／フレンドリー／やまびこ／友愛サポート／友愛之郷／済生会京都府病院／旭が丘倶楽部／アゼリア／竹の里ホーム ④ 学　校（5 団体）：向日が丘支援学校／向日が丘支援学校 PTA／わっしょいクラブ／特別支援学級［長岡第八小学校］／特別支援学級［長岡第三中学校］
調　査　内　容	① 現行制度に関する意見、感想 ② 組織の現状と課題 ③ 今後の展望と方針 ④ その他

⑤ 策定の経緯

「長岡京市地域健康福祉推進委員会 障がい福祉部会」において、第４期計画期間中の障がい福祉サービスの提供実績と進捗状況を把握・分析するとともに各種調査結果を踏まえて、計画内容等について検討しました。

また、以下の通り計画案を公表し、市民の皆様から意見を求める意見公募（パブリックコメント）手続きを実施しました。

意見募集期間：平成３０年１月１５日（月）～2月2日（金）
意見提出数：３人（１２件）　※ 簡易な字句の修正等は除きます。

<u>意見公募（パブリックコメント）手続制度</u>

市が基本的な政策等を立案する過程において、その趣旨・目的・内容等を市民に公表し、それに対して意見を求めます。そして、提出された意見を踏まえた意思決定をした上で、意見に対する市の考え方と対応について公表する一連の手続きをいいます。

この制度は、市政運営における公正・透明性の向上を図ること、また、市民の市政への参画を促進し、市民協働のまちづくりを進めることを目的としています。

２．長岡京市の概況と課題

（１）障がいのある人とサービス利用の概況

①　障がい者手帳所持者数の推移

■障がい者手帳所持者数の推移　（単位：人：各年度末）

年度	第一期末	第二期末	第三期末	第４期	
	20	23	26	27	28
身体障害者手帳	4,041	4,360	4,437	4,658	4,708
療育手帳	492	557	595	622	639
精神障害者保健福祉手帳	397	642	506	519	586
障がい者手帳所持者数　合計	4,390	5,558	5,538	5,799	5,933
長岡京市総人口	79,449	79,806	80,338	80,491	80,827
総人口に占める障がい者手帳所持者数の割合	6.2%	6.9%	6.9%	7.2%	7.3%

※ひとりで複数の手帳を所持する人がいるため、障がい者手帳所持者数合計と実人数は異なります。
※精神障害者保健福祉手帳は登録者数を計上。平成２４年度中に有効期限が過ぎた分を京都府で職権抹消されています。

■身体障害者手帳所持者年齢構成の推移　（単位：人：各年度末）

年度／年齢	20		23		26		28	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
～　17歳	61	1.5%	61	1.4%	55	1.2%	58	1.2%
18 ～ 64歳	1,195	29.6%	1,140	26.1%	1,009	22.7%	933	19.8%
65歳　～	2,785	68.9%	3,159	72.5%	3,373	76.1%	3,717	79.0%
合計	4,041	100.0%	4,360	100.0%	4,437	100.0%	4,708	100.0%

■療育手帳所持者年齢構成の推移　（単位：人：各年度末）

年度／年齢	20		23		26		28	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
～　17歳	111	22.6%	119	21.4%	114	19.2%	117	18.3%
18 ～ 64歳	364	74.0%	417	74.8%	454	76.3%	490	76.7%
65歳　～	17	3.4%	21	3.8%	27	4.5%	32	5.0%
合計	492	100.0%	557	100.0%	595	100.0%	639	100.0%

※精神障害者保健福祉手帳は年齢構成が公表されていません。

② サービス利用の推移

■障がい福祉サービス等の決算額の推移　（単位：千円）

種別＼年度	第一期末	第二期末	第三期末	第４期	
	20	23	26	27	28
障がい福祉サービス	634,340	929,580	1,344,828	1,392,608	1,412,392
障がい児通所支援			79,873	107,952	132,440
地域生活支援事業	62,646	70,904	84,996	84,881	83,919
合計	696,986	1,000,484	1,509,697	1,585,441	1,628,751

※児童福祉法の改正により、平成２４年度から障がい児通所支援が開始しました。

■障がい福祉サービス・障がい児通所支援支給決定者の年齢構成の推移　（単位：人）

年齢＼年度	20		23		26		28	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
～　17 歳	173	36.8%	214	35.0%	239	32.0%	297	35.9%
18 ～ 64 歳	284	60.4%	358	58.6%	452	60.6%	476	57.7%
65 歳　～	13	2.8%	39	6.4%	55	7.4%	53	6.4%
合計	470	100%	611	100%	746	100%	826	100%

※各年度３月分を記載しています。

■１か月あたりの障がい福祉サービスの推移（障害者総合支援法）　（単位：人、千円）

年度	第一期末	第二期末	第三期末	第４期	
	20	23	26	27	28
実利用者数（A）	392	531	468	467	485
総費用額　（B）	58,906	86,142	121,899	122,264	126,648
訪問系サービス	11,351	21,461	35,875	18,515	29,650
日中活動系サービス	36,034	52,436	70,403	73,687	76,886
居住系サービス	11,392	12,180	13,870	28,696	17,465
相談系サービス	129	65	1,751	1,366	2,647
一人あたり費用額（B÷A）	150	163	261	262	262

※障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、「児童デイサービス（日中活動系サービス）」が平成 23 年度をもって終了し、次ページの障がい児通所支援に再編されました。
※「総費用額」とは、給付費、特定障害者特別給付費、特別対策費、利用者負担額の合計です。
※各年度３月分を記載しています。
※法改正によりサービス体系が変更されているため、期末毎の比較が困難な場合があります。

■障がい福祉サービスの実利用者（平成２９年９月分）

・障がい種別内訳

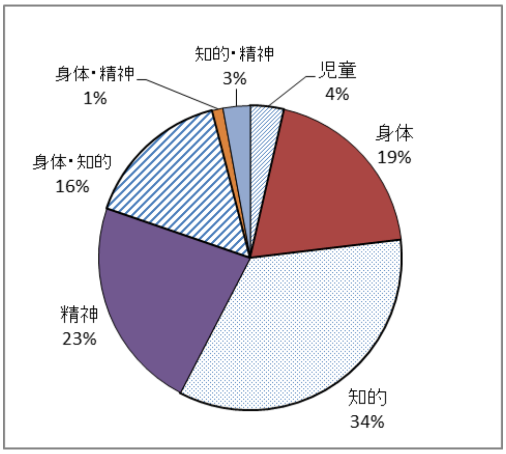

・年齢内訳

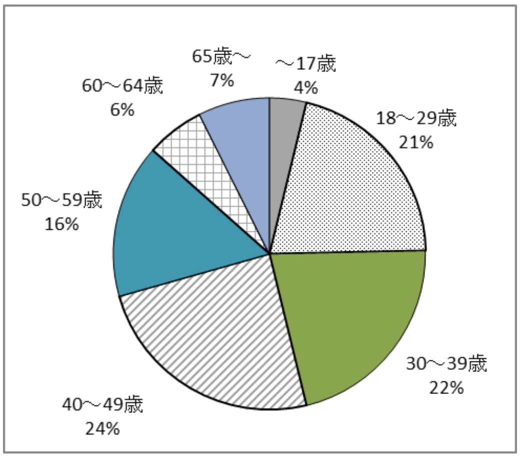

・障がい支援区分内訳

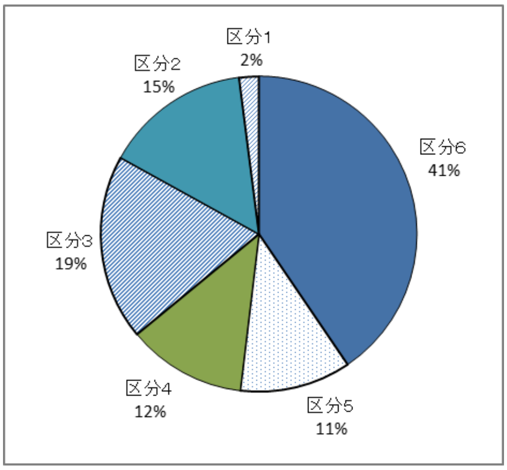

■１か月あたりの障がい児通所支援の推移（児童福祉法）　（単位：人、千円）

年度		第三期			第４期	
		24	25	26	27	28
実利用児数（Ａ）		198	216	246	257	235
総費用額　（Ｂ）		4,026	5,165	10,035	12,141	13,216
	通所系サービス	4,026	3,957	7,903	10,032	11,879
	相談系サービス	0	1,208	2,132	2,109	1,337
一人あたり費用額（Ｂ÷Ａ）		21	24	41	48	57

※児童福祉法の改正により、平成24年度から障がい児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援）が開始しました。
※「総費用額」とは、給付費、利用者負担額の合計です。
※各年度３月分を記載しています。

■障がい児通所支援の実利用児（平成２９年９月分）

・障がい種別内訳

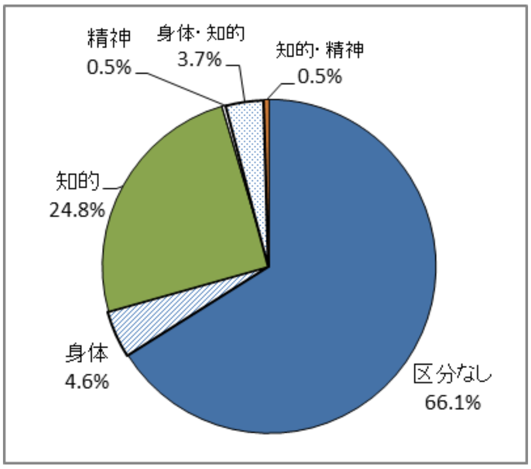

・年齢内訳

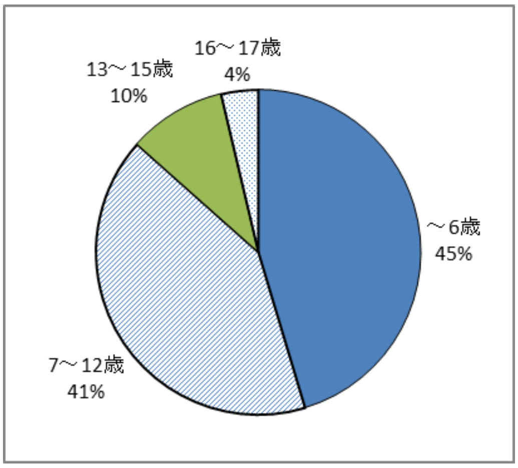

（２）地域課題の状況

各種調査結果とサービス利用の概況等を踏まえて、第４期障がい福祉計画策定時に基本的事項として整理した６項目の課題について、達成状況を点検します。

① サービス利用者の増加

ここ数年、障がい者手帳の所持者数は身体障がいを中心に増加しています。障がい者手帳を所持しない、精神障がい・発達障がい・高次脳機能障がいの人、難病患者等を含め、今後、障がい福祉サービスを利用する人は、障がい者手帳所持者数の伸び以上に増えると見込まれます。

こうしたなかで、市内外の事業者等との連携のもとで行政から積極的にサービス資源整備の必要性を示すとともに、必要なサービスの量的な充足、その前提となる支援者の確保等に努めるとともに、支援技術の向上などのサービスの質的向上も図っていく必要があります。

② 多様なニーズに対応できるサービス提供体制の確保

グループホームの新設や放課後等デイサービス提供事業所の増加などにより、サービス提供事業所は第４期計画期間中にも増加していますが、乙訓圏域における提供量が十分でないサービスもあります。

障がいのある人や家族が高齢化するなかで、本人・家族の体調変動などのニーズ変化や緊急事案にすぐ対応できない場合があります。

障がいのある人にとって、サービスそのものや事業所（支援者）に“慣れること”も体調管理等の面から重要ですが、例えば福祉型短期入所においては宿泊を伴わない体験利用は報酬算定の対象外となっていることから採算面が取りづらいという課題があり、提供事業所の参入が進みにくくなっています。

また、障がいのある人が暮らす場として自宅やグループホーム、入所施設などがありますが、乙訓圏域には入所施設が１か所のみであり、住み慣れた地域で仲間と暮らし続けたいという希望に対して、選択肢が少なくなっています。

既存の事業所間で日頃から情報共有を行うとともに、役割分担を再確認する中で、在宅生活を支える多様なサービスについて、引き続き検討が必要です。

③ 就労支援の体制づくり

「働きたい」という本人の想いの実現には、生活介護や就労継続支援Ｂ型事業所での仕事を通して工賃を得ること、特別支援学校の卒業生が一般就労を目指して就労移行支援事業所に通うこと、離職者が再就職を目指して障がい者就業・生活支援センターを利用することなど、さまざまな形があります。

福祉的就労における工賃水準の引き上げや活動・訓練の場の確保に向けては、ほっこりんぐ事業（市内障害者就労施設等による物品販売・役務受注事業）を行い、障害者優先調達推進法に基づき定めた市の調達方針に則り、障害者就労施設等から物品や役務の調達を推進しているところです。

福祉施設から一般就労への移行促進に向けては、福祉施設から即、一般就労を目指す場合もありますが、本人の働きたいという意欲を尊重したり、就労に向けた生活習慣を整えたりするために、就労継続支援Ｂ型から就労移行支援事業所へといった、福祉の就労系サービス間におけるステップアップも有効です。

いずれの就労実現の形にとっても、各サービス提供事業所間や関係者が相互に協力し合い、情報を共有するためのネットワークが求められています。

④ 本人・家族の高齢化

医療・福祉等の向上に伴い、障がいのある人においても高齢化の影響を受け、加齢に伴う重度化による生活のしづらさや家庭環境などの変化に対応する必要が生じてきています。今後、高齢世帯としての生活を考慮したり、介護保険制度への移行・併用が求められたりする人が増えると見込んでいます。

これと相まって、いわゆる“親亡き後”に対する本人や家族、介護者の不安感についても、さらに強まってきているところです。

そのため、プライバシーと尊厳が十分に守られた住環境や成年後見制度などの権利擁護についても関心が高まってきています。

⑤ 相談支援のスキルアップ

平成 24 年度から計画相談支援・障害児相談支援が開始し、利用が順次進んでいます。しかし、サービス利用者数に対して相談支援専門員が不足しており、サービス利用の希望があっても計画作成に着手できず、サービス導入まで時間がかかることも懸念されています。事業所からは計画相談支援・障害児相談支援の報酬単価が低いという指摘があり、相談支援専門員を他サービスの支援員と兼務している事業所もあります。

障がいのある人の生涯を通したケアマネジメントが求められていることから、利用者層の拡大と生活課題の複雑化に適切に対応できるよう、相談支援専門員の増員はもとより、支援者の力量の平準化・底上げと、さらなる向上が求められています。

特に、発達に支援を要する児童に対しては、子ども本人の将来を見据え、家庭・学校・地域での生活において、一貫した支援が行われることが重要であり、そのための連携・協力体制や情報共有手法を確立させていく必要があります。

⑥ わかりやすい情報提供

障がい福祉施策は制度が複雑であり、また、法改正等による制度変更が頻繁にあります。また、障がい特性によって情報を得ることに不自由さを抱える人に対する情報保障も必要です。そのため、本人や家族、支援者等に対する情報提供のあり方については、従来から工夫が必要とされています。

障がい特性に応じた情報保障やコミュニケーション支援の必要性について理解を深め、誰でも必要な情報が得られるよう、また情報そのもののわかりやすさについても、さらなる改善を図っていく必要があります。

（３）障がい福祉計画（第５期計画）及び障がい児福祉計画（第１期計画）における取組の目標等の設定

前項による６項目の課題点検に基づいて、本計画で実施する取組全般に共通する目標と実現に向けて必要な施策及び実施に向けた課題を設定します。

<table>
<tr><th>目標</th><th colspan="2">実現に向けて必要な施策及び実施に向けた課題</th></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅰ　相談支援体制の充実</td><td>必要な施策</td><td>・夜間や休日に対応できる相談窓口の設置
・適切な支援につながる相談支援体制の充実
・他制度の相談の仕組みと連携した、相談支援体制の整備</td></tr>
<tr><td>課題</td><td>・夜間対応職員への負担の増加
・障がいのある人の加齢など心身状態の変化による個別対応の困難さ
・制度改正によって複雑化する障がい福祉サービスへの対応
・支援に必要なサービス資源の不足
・相談支援専門員の不足（一人あたりの担当件数の増加）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅱ　地域生活を支えるサービス提供体制の充実</td><td>必要な施策</td><td>・入所施設からの地域移行や親亡き後の生活を見据えた、居住の場や支援の仕組みづくり
・グループホームの整備
・日中の過ごしの場となる通所施設の充実
・訪問系サービスの充実
・夜間等の緊急時に対応できる受け入れ体制の整備
・共生型サービス※の創設による介護保険サービスとの連携
・サービスの不足解消及び充実に必要な支援者の確保、育成
・福祉人材の育成のための各種研修の実施に対する支援
・地域移行を支える関係機関の連携
・既存サービスのあり方や仕組みの最適化</td></tr>
<tr><td>課題</td><td>・グループホームへのスプリンクラーの設置義務など、既存施設の改修に伴う高額な費用負担
・土地・建物の確保の困難さ
・夜間対応に伴う人員確保や人件費の増加
・ホームヘルパーの不足による、利用希望の多い時間帯での対応困難
・サービス提供に必要な人材の不足</td></tr>
</table>

※　P74　資料参照

目標	実現に向けて必要な施策及び実施に向けた課題	
Ⅲ　精神障がい者に対する支援	必要な施策	・保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 ・精神障がい者やその家族が相談しやすい体制の整備 ・アウトリーチによる相談支援の充実 ・日中活動の場の充実 ・精神障がいに対する理解・啓発 ・訪問診療
	課題	・ひきこもり状態にならないよう支援を必要とする人の掘り起し
Ⅳ　就労による自立・社会参加	必要な施策	・適切なアセスメントに基づく、一人ひとりの能力・意欲に応じた就労支援の提供 ・職場における障がい理解の進展 ・生活課題への相談支援等による就労定着の支援 ・企業や市など様々な場における就労の機会づくり ・工賃の向上による所得向上 ・引きこもり者の復職に向けた支援プログラム
	課題	・就労開始により生じる生活リズムや本人の心身状態の変化 ・職場の障がいへの理解不足 ・訓練通所に必要な交通費負担
Ⅴ　発達に課題のある児童に対する支援の充実	必要な施策	・発達障がいや医療的ケアなどの多様なニーズに対応できる療育体制の整備 ・重症心身障がい児が児童発達支援及び放課後等デイサービス等を受けられる体制の整備 ・児童発達支援センターの設置による地域支援体制の構築 ・医療的ケア児の支援のための、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等関係者による協議の場の設置及びコーディネーターとなる相談支援員の設置
	課題	・保育所等訪問を提供する事業所の充実 ・医療的ケア児支援に対するコーディネーターの養成 ・当事者及び家族の負担軽減策

<table>
<tr><th>目標</th><th colspan="2">実現に向けて必要な施策及び実施に向けた課題</th></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅵ　差別解消
・合理的配慮の提供推進</td><td>必要な施策</td><td>・障がいに対する理解と知識の周知啓発
・「障害者差別解消法」、「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例」に基づく、差別解消、虐待の防止、合理的配慮の提供に関する周知・啓発
・当事者が情報を得やすい、利用しやすい情報取得手段の充実
・社会参加のために必要となる、障がいに応じた移動手段の充実
・余暇活動の機会の充実</td></tr>
<tr><td>課題</td><td>・支援者の確保、育成
・障がいへの理解不足
・バリアフリー対応の出来ていない建物や設備の整備
・地域における社会参加の場や居場所の不足
・要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の不足
・到達目標の設定と共有</td></tr>
</table>

第２章
成果目標・活動指標

第２章
成果目標・活動指標

１．平成３２年度末の成果目標

平成３２年度を目標年度として次の成果目標を設定します。

※本計画における平成 29 年度の実績値はすべて推計です。

障がい福祉計画（第５期計画）の成果目標

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【第５期計画】（人）

項　目	数値	備　考
平成 28 年度末の入所者数	50	平成 29 年３月 31 日現在
（参考） 平成 29 年度末における入所者数見込み（Ａ）	53	平成 30 年３月 31 日時点
地域生活移行者数	3	平成 32 年度末までに入所施設からグループホーム等へ移行する者の数
削減数	3	平成 32 年度末までの入所者数の減少数
平成 32 年度末の入所者数	50	平成 33 年３月 31 日の見込み

※国の基本指針では平成 28 年度末の入所者数の９%以上が平成 32 年度末までに地域生活へ移行することを基本としていますが、本市では地域の特性を鑑み、実態に応じた値を設定しています。

［参考：第４期計画の進捗］（人）

項　目		数値	備　考
地域生活移行者数	目標値	2	平成 29 年度末までに入所施設からグループホーム等へ移行する者の数
	実績値	2	平成 28 年度：２人
削減数	目標値	2	平成 26 年度末入所者見込み数から平成 29 年度末までの入所者数の減少数
	実績値	−5	平成 29 年度末の施設入所者数：53 人 退所者数：５人（理由：入院、転出、死亡等） 新規入所者数：10 人

②　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【第５期計画】　（か所）

項　目	数値	備　考
市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1	乙訓圏域内で１か所を整備します。

※住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が中心となって、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することとされています。乙訓圏域で協議の場を設置し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について検討します。

③　地域生活支援拠点等の整備

【第５期計画】　（か所）

項　目	数値	備　考
地域生活支援拠点の整備	1	乙訓圏域内で１か所を整備します。

※「地域生活支援拠点」とは、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を集約させたものとして、原則グループホーム又は障害者支援施設に付加するとされています。（拠点施設を設けず、地域において機能を分担する「面的整備型」も示されています。）また、整備にあたっては、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、どのような機能をどれだけ整備していくかについて検討することになっています。

自立支援協議会による乙訓圏域の課題整理の結果等を受け、圏域に必要なサービスを提供できる拠点機能の整備に向けた取組を進めていきます。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

【第５期計画】　（人）

項　　目		数値	備　　考
平成 28 年度の一般就労移行者数		5	平成２８年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数
年間一般就労移行者数		8	平成３２年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の数
就労移行支援事業利用者数	実績値	26	平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数
	目標値	32	平成 32 年度末の就労移行支援事業利用者数

就労定着支援による職場定着率の増加	80%	就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率を 80%以上とする。
就労移行率(※)が３割以上の就労移行支援事業所の割合	5 割以上	市内の就労移行支援事業所の５割以上が、就労移行率３割以上を達成する

※事業所ごとに年度当初に支給決定されている人数を分母とし、その事業所で年度中に一般就労した人を分子として算出します。

［参考：第４期計画の進捗（一般就労移行者数）］　（人）

項　　目	27 年度	28 年度	29 年度
実績値	8	5	精査中
目標値	／	／	8

障がい児福祉計画（第１期計画）の成果目標

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある児童については教育、保育等の利用状況を踏まえ、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

そのための方策として、地域支援体制の構築、保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進、特別な支援が必要な障がいのある児童に対する支援体制の整備、支援の提供体制の確保が求められます。

【第１期計画】（か所）

項　　目	数値	備　　考
児童発達支援センターの設置	1	乙訓圏域内で１か所を整備します。

本市及び乙訓圏域には児童発達支援センターはなく、地域の障がい児支援の体制の強化の要となるセンター機能をもつ事業所の整備が求められます。

※児童発達支援センター

障がいのある児童への療育やその家族に対する支援を行う児童発達支援と障がいのある児童を預かる施設への援助・助言を行う地域支援の機能を有する、地域の障がい児支援の中核となる施設をいいます。

項　　目	数値	備　　考
保育所等訪問支援の充実	1	乙訓圏域内で１か所以上を維持します。

本市には保育所等訪問支援のサービス提供事業所が１か所あるため、引き続き利用者が必要な支援を受けられるようニーズの把握や関係機関との連携に努めます。

項　　目	数値	備　　考
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1	乙訓圏域内で１か所を確保します。

本市には重度心身障がい児を対象とするサービス提供事業所はありませんが、乙訓圏域にサービス提供事業所が １ か所設置されています。利用者が必要な支援を受けられるようニーズの把握や関係機関との連携に努めます。

項　　目	数値	備　　考
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1	乙訓圏域内で１か所を整備します。 ※平成 30 年度末まで

乙訓圏域では、乙訓保健所が在宅療養児支援体制整備会議を設置し、関係機関が連携して医療的ケアの必要な児童の支援について協議をしてきました。引き続き、協議体に求められる機能や役割を明確にした上で、整備に向けて検討を進めます。

２．平成３０～３２年度の活動指標

ア．相談系サービス

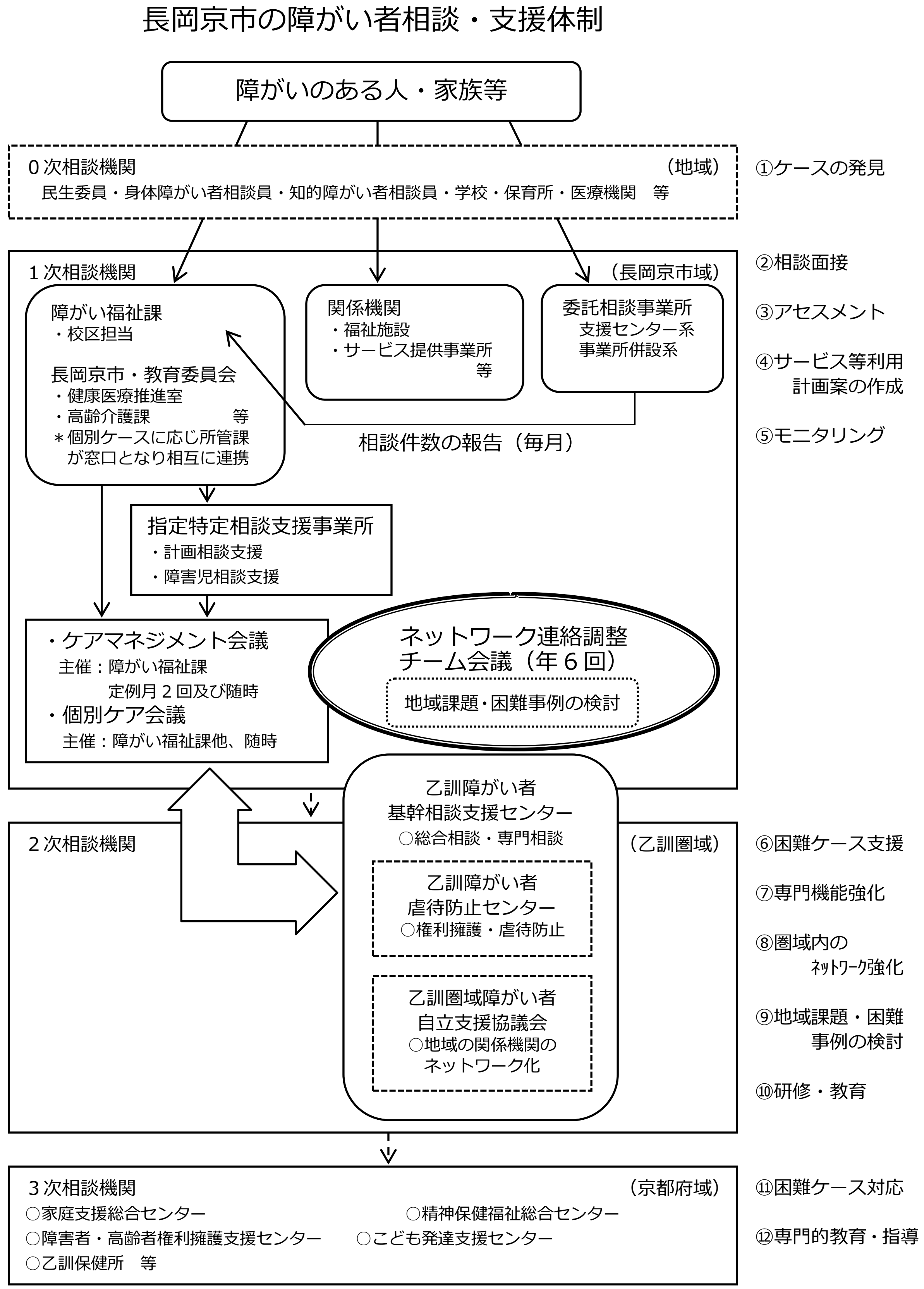

①　相談支援事業（地域生活支援事業）

【サービス概要】

障がいのある人や介護者を対象として、障がいに関するあらゆる相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。

【現況・課題】

障がい者相談支援事業は、障がい福祉事業を主とする７法人等へ委託し、実施しています。

基幹相談支援センターは、「乙訓障がい者基幹相談支援センター」として乙訓福祉施設事務組合内に乙訓圏域で共同設置しています。困難ケースへの対応支援や研修の実施を通して相談支援体制の充実に取り組んでいます。

基幹相談支援センター等機能強化事業では、相談支援事業所・地域活動支援センターアンサンブル、乙訓障がい者基幹相談支援センターへ専門職員を配置しています。

また、平成 29 年度から地域生活支援事業上とは別に、精神障がい者を対象とする精神保健福祉相談事業を１法人へ委託し、実施しています。

障がいのある人の加齢に伴い、相談内容が複雑化する中で、障がいのある人と高齢者のどちらの相談にも対応できるスキルが求められています。

【第 5 期の利用の見込み】

障がい福祉施策の対象者が増える中、誰でも身近な場所で気軽に相談できる窓口は引き続き求められています。高齢障がい者や重度障がい児者への支援など、多様化する相談への対応が求められます。

また、基幹相談支援センターには、主任相談専門員の配置など、相談支援事業者への支援を通した地域の相談支援体制の強化が求められます。

住居入居等支援事業（居住サポート事業：賃貸契約による一般住宅への入居が困難な障がいのある人に、入居に必要な支援調整に係る支援等を行う事業）については、本市では、障がい者相談支援事業の範囲で対応するものとして位置づけ、第５期計画においても引き続き単独の事業としては実施しません。

≪各年度の実績と見込み≫

○障がい者相談支援事業（一般）

		実績				見込み		
		第三期末	第４期			第５期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
事業所数	か所	11	7	7	7	7	7	7
基幹相談支援センター設置の有無		設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置

※平成 29 年度の委託先：長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンバス」、乙訓ひまわり園相談支援事業所、相談支援事業所・地域活動支援センターアンサンブル、こらぼねっと京都、乙訓福祉会・相談支援室のこのこ、乙訓聴覚言語障害者地域活動支援センター、乙訓ポニーの学校

○基幹相談支援センター等機能強化事業

	実績				見込み		
	第三期末	第４期			第５期		
	H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※相談支援事業所・地域活動支援センターアンサンブル、乙訓障がい者基幹相談支援センター。

○住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

	実績				見込み		
	第三期末	第４期			第５期		
	H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
実施の有無		実施せず	実施せず	実施せず	実施せず	実施せず	実施せず

【サービス量確保の方策】

障がい福祉事業を主とする７法人等への委託と基幹相談支援センター機能強化等事業を継続して実施し、誰でも安心して相談し、必要な情報や助言が得られる体制の強化に努めます。多様化する相談内容に対応するため、委託先の最適化を含め、ニーズに対応できる体制の整備に努めます。

また、基幹相談支援センターは乙訓圏域の相談支援のスキルアップを図るため、困難事例への対応、相談支援事業者への助言、専門的指導、相談支援専門員の人材育成を行うとともに、相談支援の連携体制の強化に努めます。

②　計画相談支援（指定特定相談支援）

【サービス概要】

障がい福祉サービスを利用するすべての人を対象として、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

【現況・課題】

市内の指定特定相談支援事業所は９事業所です。（乙訓圏域には他に５事業所あり。）利用者に対する計画作成導入率はほぼ 100%となっています。

利用者数に対して、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員が不足しているため、相談支援専門員１人あたりの担当件数が多くなり、サービス利用の手続きに時間を要することがあります。十分なニーズ把握を行うためにも相談支援専門員の増員が求められています。

また、共生型サービスの創設により、障がい福祉サービスの指定を受けた介護保険事業所と利用者のマッチングに丁寧なアセスメントが求められます。個別の相談支援の質的向上をはじめ、乙訓圏域の相談支援体制の充実が求められています。

【第 5 期の利用の見込み】

障がい福祉サービスを利用する人は、今後も増えると見込まれます。サービス利用者の微増見込みに合わせて、計画相談支援利用者を見込みます。

≪1 か月あたりの平均実利用者数の実績と見込み≫

		実績				見込み		
		第三期末	第 4 期			第 5 期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
利用者数	人	108.4	119.6	102.6	107.0	110	110	110
対見込み比		86%	119%	93%	84%			

※「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」の利用者数は、各月毎の「実利用者数」を１２か月分合計し１２（か月）で割った値。

【サービス量確保の方策】

市内の相談支援専門員を増やすため、相談支援専門員養成研修を実施する京都府に対し、研修の定員及び実施回数の増加について引き続き要望していきます。

相談内容の多様化に対応するため、相談支援事業者への支援として、自立支援協議会の相談支援部会や市独自のネットワーク連絡調整チーム会議を通じて地域の相談支援体制の充実と重層化を図ります。

③　地域移行支援（指定一般相談支援）

【サービス概要】

障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人を対象として、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。

【現況・課題】

市内の地域移行支援事業所は４事業所です。（乙訓圏域には他に１事業所あり。）第４期期間中には利用実績がありませんでした。本市には入院可能な精神科病院がありますが、精神障がいのある人が退院する際、病院を中心とした相談支援体制のもとで地域生活を開始されるケースが多く、必ずしも本サービスを利用されないことが見込みを下回った要因です。

地域生活の移行を促進するためには、在宅時に利用できる障がい福祉サービスの充実だけでなく、潜在的対象者の掘り起こしや相談支援につなげるための情報周知やネットワークも必要となります。

また、利用者の意向を尊重した地域移行となるよう、移行先の地域や利用サービスの調整には丁寧なアセスメントが必要です。

【第５期の利用の見込み】

地域生活への移行を希望する人を下記の通り見込みます。

≪1か月あたりの平均実利用者数の実績と見込み≫

		実績				見込み		
		第三期末	第４期			第５期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
利用者数	人	0.08	0	0	0	1	1	1
対見込み比		2%	0%	0%	0%			

※「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」の利用者数は、各月毎の「実利用者数」を１２か月分合計し１２（か月）で割った値。

【サービス量確保の方策】

施設入所者に対しては、計画相談支援を通して地域移行希望を把握し、必要な人が支援を受けられるようにします。入院している人に対しては、病院や地域移行支援事業所との連携により、地域移行を希望する人が支援を受けられるようにします。

相談内容の多様化に対応するため、相談支援事業者への支援として、市独自のネットワーク連絡調整チーム会議を通じて地域の相談支援体制の充実と重層化を図ります。

④　地域定着支援（指定一般相談支援）

【サービス概要】

入所施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居からひとり暮らしへ移行した人などを対象として、地域で安定した生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に対し、常時、相談などの対応を通して支援します。

【現況・課題】

市内の地域定着支援事業所は３事業所です。（乙訓圏域には他に１事業所あり。）地域移行支援利用者が少なかったこともあり、これまで利用者はほとんどいませんでした。

【第５期の利用の見込み】

地域移行支援の利用者数見込みを踏まえて、下記の通り見込みます。

≪1か月あたりの平均実利用者数の実績と見込み≫

		実績				見込み		
		第三期末	第４期			第５期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
利用者数	人	0.17	0	0	0	1	1	1
対見込み比		6%	0%	0%	0%			

※「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」の利用者数は、各月毎の「実利用者数」を１２か月分合計し１２（か月）で割った値。

【サービス量確保の方策】

障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、情報提供に努めます。

相談内容の多様化に対応するため、相談支援事業者への支援につながるよう、市独自のネットワーク連絡調整チーム会議を通じて地域の相談支援体制の充実と重層化を図ります。

イ．訪問系サービス

①　居宅介護（ホームヘルプ）

【サービス概要】

自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助を行います。また、通院や官公庁での手続きのための外出の際、車への乗り降りや移動を介助します。

【現況・課題】

市内の居宅介護事業所は 21 事業所です。（乙訓圏域には他に 14 事業所あり。）事業所数は増加していますが、利用者の希望が集中する時間帯（朝・夕など）については、ニーズに対して支援員が不足するため、時間の変更を要することもあり、すべての利用者が希望通りにサービスを受けられないのが現状です。

また、地域移行に伴って居宅サービスが必要になるケースや、加齢に伴って日中活動サービスから在宅生活へ移行するケースの増加により利用者の増加が見込まれます。

さらに、法改正により、高齢者も障がいのある人も利用できる共生型サービスが新たに創設されます。介護保険事業所の障がい福祉サービスへの参入によりサービス提供量の増加が期待されますが、障がい特性を理解したサービスの質の確保が課題となります。

【第 5 期の利用の見込み】

在宅生活に必要な基本サービスであることから、どの障がい種別においても利用意向が多くみられます。利用者数の増加を見込みます。

≪1 か月あたりの利用の実績と見込み≫

		実績				見込み		
		第三期末	第 4 期			第 5 期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
利用者数	人	163	156	157	166	166	168	170
利用量	時間／人	20.8	17.0	17.0	15.8	16	16	16
	時間	3,390	2,720	2,607	2,615	2,656	2,688	2,720
対見込み比	利用者数	91%	104%	101%	104%			
	利用量	75%	85%	77%	73%			

※H26～H28 は３月実績

【サービス量確保の方策】

支援員を増やすため、事業者が行う従事者養成研修等の実施や支援員の募集に際して、会場確保や周知・広報等を通して支援します。

共生型サービスの創設によりサービス提供量の増加が期待されますが、導入にあたっては、利用者が障がい特性に応じた適切な支援を受けられるよう、事業所の参入の動向を見ながら支給決定を行います。

②　重度訪問介護

【サービス概要】

重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより常に介護を必要とする方に対して、自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯などの家事、外出時における移動支援など、生活全般に必要な支援を総合的に行います。

重度訪問介護の利用者が入院した際に、その方のニーズや状態について医療スタッフに的確に伝達する等の支援を行います。

【現況・課題】

市内の重度訪問介護事業所は 16 事業所です。（乙訓圏域には他に 12 事業所あり。）難病患者等の利用者数、利用時間数の増加により利用量が伸びています。長時間の支援が求められますが、利用者のニーズや障がい特性を熟知した支援員が不足していることから、引き続き支援員の養成が必要です。

法改正により入院時に重度訪問介護を利用できることになるため、利用時間数の微増が見込まれます。

【第 5 期の利用の見込み】

利用者数及び一人あたりの利用時間数の微増に加え、入院時の利用による増加を見込みます。

≪1 か月あたりの利用の実績と見込み≫

		実績				見込み		
		第三期末	第 4 期			第 5 期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
利用者数	人	21	19	19	17	18	18	18
利用量	時間／人	216	239	210	228	230	230	230
	時間	4,352	4,532	3,995	3,869	4,140	4,140	4,140
対見込み比	利用者数	140%	90%	86%	102%			
	利用量	134%	99%	85%	79%			

※H26～H28 は 3 月実績

【サービス量確保の方策】

利用者が安心して過ごせる環境を整えるため、支援員を増やすことが求められます。事業者が行う従事者養成研修等の実施に際して、会場確保や周知・広報などの支援を行います。

また、支援員が障がい特性を理解したうえで適切にサービスを提供できるよう、相談支援専門員との連携や障がい者ネットワーク連絡調整チーム会議等を通じて、関係者間での必要な情報の共有化を進めます。

③　同行援護

【サービス概要】

重度の視覚障がいにより移動が困難な人に対し、外出時の同行や移動に必要な情報提供などの外出する際の必要な援助を行います。

【現況・課題】

市内の同行援護提供事業所は５事業所です。（乙訓圏域には他に３事業所あり。）視覚障がい者を主な支援対象とする市外事業所を利用される方が多くなっています。視覚障がい者の社会参加には欠かせないサービスのため、利用人数、利用時間ともに微増傾向です。

類似事業として移動支援事業（地域生活支援事業）があります。利用者の状況に適したサービスが選択できるよう、利用環境の整理が必要です。

【第５期の利用の見込み】

引き続き、利用者数及び利用時間数の微増を見込みます。

≪1か月あたりの利用の実績と見込み≫

		実績				見込み		
		第三期末	第４期			第５期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
利用者数	人	12	14	17	18	18	18	22
利用量	時間／人	20	18	16	16	17	17	17
	時間	237	248	265	295	305	305	370
対見込み比	利用者数	60%	100%	113%	113%			
	利用量	59%	89%	88%	92%			

※H26～H28は３月実績

【サービス量確保の方策】

利用者のニーズに合った利用ができるよう関係機関との連携に努め、適正なサービス量の支給決定を行います。また、事業所に対して従事者養成研修に関する情報提供に努めるとともに、広報紙等により研修に関して積極的な周知を支援し、人材確保を支援します。

④　行動援護

【サービス概要】

知的障がいや精神障がいにより行動に著しい困難を有する人に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な介助や外出中の介護等、行動する際に必要な援助を行います。

【現況・課題】

市内の行動援護事業所は９事業所です。（乙訓圏域には他に５事業所あり。）知的障がいや精神障がいの人を中心に利用意向は高いものの、支援員の不足により新規利用者が伸びず、利用量は横ばいとなっています。

【第 5 期の利用の見込み】

引き続きニーズは高いため、利用者数の微増を見込みます。

≪1 か月あたりの利用の実績と見込み≫

		実績				見込み		
		第三期末	第 4 期			第 5 期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
利用者数	人	31	35	35	33	34	35	36
利用量	時間／人	16	15	15	16	17	17	17
	時間	516	536	532	540	578	595	612
対見込み比	利用者数	69%	95%	88%	73%			
	利用量	49%	85%	74%	64%			

※H26～H28 は３月実績

【サービス量確保の方策】

市内事業所での有資格者を増やすため、事業所に対し従事者養成研修に関する情報提供に努めます。研修会場についても、近隣地域の会場で開催されるよう京都府に対して働きかけます。また、市広報紙等においても研修の周知に努め、研修受講者の増加を支援します。

⑤　重度障害者等包括支援

【サービス概要】

常時、介護の必要性が著しく高く、意思疎通が困難な人に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所など複数のサービスを包括的に提供します。

【現況・課題】

市内含め乙訓圏域に重度障害者等包括支援事業所はありません。サービス対象者が限られていること、また一つの事業所で複数のサービス内容を包括的に提供する必要があり、支援の仕組みが複雑である等の理由から、これまで利用実績がありませんでした。

【第５期の利用の見込み】

今後も状況に変化はないと見込まれるため、利用見込者、利用量ともになしの見込みです。

ウ．日中活動系サービス

①　生活介護

【サービス概要】

常時介護が必要な重度の障がいのある人に対して、昼間、施設内で入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【現況・課題】

市内の生活介護事業所は 7 事業所（定員 131 人）です。（乙訓圏域には他に 2 事業所（定員 90 人）あり。）市内の介護保険事業所も１か所、生活介護基準該当施設として市で指定しています。

特別支援学校卒業生を中心に、毎年新たな利用希望者があります。また、加齢に伴う体力や就労意欲の低下などにより、就労継続支援等他の日中活動系サービスからの変更を希望される場合もあります。

乙訓圏域内の事業所では、近年の移転や新規開所により定員が増加しましたが、特別支援学校卒業生を中心とする新規利用が毎年一定数見込まれるため、将来的には定員に達する見込みとなっています。引き続き定員の増加が求められます。

【第 5 期の利用の見込み】

特別支援学校在校生の進路見込を基本として利用者数の増加を見込みます。

≪1 か月あたりの利用の実績と見込み≫

		実績				見込み		
		第三期末	第 4 期			第 5 期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
利用者数	人	148	149	156	154	156	159	163
利用量	日／人	20	21	20	20	20	20	20
	人日	2,995	3,069	3,190	3,043	3,120	3,180	3,260
対見込み比	利用者数	92%	96%	98%	94%			
	利用量	88%	99%	100%	99%			

※H26～H28 は３月実績

【サービス量確保の方策】

事業所の移転や開設（平成 27 年度、平成 29 年度に 1 事業所ずつ）に伴い定員が増加しました。支援体制の整備に伴い、今後も徐々に定員の増加が見込まれています。

さらなる提供量の確保に向けて、乙訓２市１町、京都府等の関係機関で課題を共有し、乙訓圏域内の法人等を中心に定員の増員や新たな事業所の開設について協議を進めるとともに、新たな事業所の開設に取り組む法人等に対して、遊休地の情報提供や国の補助制度の活用など施設整備のために必要な支援を行います。

支援員を増やすため、事業者が行う従事者養成研修の受講者募集に際して、周知・広報の活用について支援します。

②　自立訓練（機能訓練）

【サービス概要】

地域生活上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な身体障がいのある人（高次脳機能障がい含む）に対し、地域生活を営むことができるよう、一定の期間における支援計画に基づき、身体的リハビリテーションや日常生活にかかる訓練などの支援を行います。

【現況・課題】

市内及び乙訓圏域に自立訓練（機能訓練）事業所はありません。利用者は市外の事業所を利用しており、リハビリ等の必要な支援を受けられるよう関係機関と連携をしています。

【第５期の利用の見込み】

利用できる期間に限りがあるサービス（原則２年間）のため、各年度２人ずつの利用を見込みます。

≪1 か月あたりの利用の実績と見込み≫

		実績				見込み		
		第三期末	第４期			第５期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
利用者数	人	4	2	0	0	2	2	2
利用量	日／人	8	19	0	0	20	20	20
	人日	32	39	0	0	40	40	40
対見込み比	利用者数	400%	100%	0%	0%			
	利用量	145%	98%	0%	0%			

※H26～H28 は３月実績

【サービス量確保の方策】

市内において事業所の開設予定はありません。肢体不自由や聴覚障がいなど、利用者に必要な訓練内容は利用者によって異なります。利用者にとって必要な支援が受けられる事業所に適切につながるよう、関係機関との連携や情報提供に努めます。

③　自立訓練（生活訓練）＊宿泊型含む

【サービス概要】

知的障がい又は精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、一定の期間における支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練などの支援を行います。

【現況・課題】

市内の自立訓練（生活訓練）事業所は３事業所（定員 36 人）です。（乙訓圏域には他に事業所なし。）市内には京都市内を除く府内で唯一の宿泊型事業所もあり、精神障がいのある人の利用を中心に、利用者数と利用量は増加しています。

【第５期の利用の見込み】

利用できる期間に限りがあるサービス（原則２年間）のため、利用者は一定数で推移するものとして見込みます。

≪1 か月あたりの利用の実績と見込み≫

		実績				見込み		
		第三期末	第４期			第５期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
利用者数	人	18	13	17	11	15	15	15
利用量	日／人	15	12	11	10	13	13	13
	人日	267	153	180	114	195	195	195
対見込み比	利用者数	90%	54%	68%	44%			
	利用量	223%	49%	55%	35%			

※H26～H28 は３月実績

【サービス量確保の方策】

市内事業所の利用を基本として、障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、情報提供に努めます。

④　就労移行支援

【サービス概要】

一般就労を希望する人に対し、一定の期間における支援計画に基づき、生産活動や職場体験を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談などの支援を行います。

【現況・課題】

市内の就労移行支援事業所は２事業所（定員 26 人）です。（乙訓圏域には他に事業所なし。）新規参入予定はありません。

事業所によって提供される活動内容が異なるため、市内外に関わらず、就労希望業務に沿った事業所を選択して利用される傾向にあります。

【第 5 期の利用の見込み】

利用できる期間は原則２年間とされています。特別支援学校卒業生を含めて利用者が増えることを見込み、利用者数の増加を見込みます。

≪1 か月あたりの利用の実績と見込み≫

		実績				見込み		
		第三期末	第 4 期			第 5 期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
利用者数	人	10	11	15	15	22	27	32
利用量	日／人	17	15	17	16	17	17	17
	人日	167	163	261	225	374	459	544
対見込み比	利用者数	200%	73%	94%	83%			
	利用量	167%	70%	97%	70%			

※H26～H28 は３月実績

【サービス量確保の方策】

一般就労を希望する人が必要なサービスを利用できるよう、市外施設も含めた情報提供に努めます。一般就労につなげるためには就労技能の向上だけではなく、一般企業での実地体験や生活面の相談支援が必要になるため、相談支援事業所や就労関係事業所との連携や情報共有に努め、利用者が一般就労につながるよう支援します。

ほっこりんぐ事業や市行事における施設等からの物品や役務の調達の推進も継続して実施し、工賃水準の引き上げや活動・訓練の場の確保を図ります。

⑤　就労継続支援Ａ型

【サービス概要】

一般企業などへの就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図るなどの支援を行います。

【現況・課題】

市内の就労継続支援Ａ型事業所は１事業所（定員 10 人）です。（乙訓圏域には他に３事業所（定員 50 人）あり。）事業所によって提供される活動内容が異なるため、市内外に関わらず、就労希望業務に沿った事業所を選んで利用される傾向にあります。

一般就労に向けた職業訓練の場として、特別支援学校卒業生の利用が予定されています。

雇用契約に基づく就労であるため、最低賃金が適用となり、就労環境の確保が重要です。

【第５期の利用の見込み】

新規事業所の参入予定はありません。特別支援学校卒業生の利用が見込まれるため、利用者数の増加を見込みます。

≪1 か月あたりの利用の実績と見込み≫

		実績				見込み		
		第三期末	第４期			第５期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
利用者数	人	20	32	33	36	40	41	42
利用量	日／人	20	21	20	20	20	20	20
	人日	403	679	673	722	800	820	840
対見込み比	利用者数	133%	160%	157%	164%			
	利用量	134%	170%	160%	164%			

※H26～H28 は３月実績

【サービス量確保の方策】

障がいのある人がニーズに沿ったサービスを利用できるよう、情報収集と提供に努めます。また、ほっこりんぐ事業や市行事における施設等からの物品や役務の調達の推進も継続して実施し、賃金水準の引き上げや活動・訓練の場の確保を図ります。

⑥　就労継続支援Ｂ型

【サービス概要】

一般企業などへの就労が困難な人などに、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに、雇用契約に基づく就労等への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。

【現況・課題】

市内の就労継続支援Ｂ型事業所は７事業所（定員 139人）です。（乙訓圏域には他に５事業所（定員 120 人）あり。）

工賃向上のため、事業所ごとに販売製品や訓練内容に特色を打ち出していることから、市内外に関わらず、利用者の業務内容についての希望や就労能力に合わせて事業所を選択する傾向があります。

【第 5 期の利用の見込み】

一般就労に向けた職業訓練の場として、また、特別支援学校卒業生の進路先として利用されるほか、これまで一般就労や就労継続支援Ａ型を利用していた人が、加齢に伴う体力低下などにより就労継続が困難になった場合にも本サービスの利用が見込まれることから、利用者数の増加を見込みます。

≪1 か月あたりの利用の実績と見込み≫

		実績				見込み		
		第三期末	第 4 期			第 5 期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
利用者数	人	116	116	122	129	135	140	145
利用量	日／人	18	18	18	17	17	17	17
	人日	2,041	2,109	2,164	2,205	2,295	2,380	2,465
対見込み比	利用者数	110%	97%	98%	99%			
	利用量	120%	103%	106%	100%			

※H26～H28 は３月実績

【サービス量確保の方策】

障がいのある人のニーズに適したサービスを利用できるよう、情報収集と提供に努めます。また、ほっこりんぐ事業や市行事における施設等からの物品や役務の調達の推進を継続して実施し、工賃水準の引き上げや活動・訓練の場の確保を図ります。

⑦　就労定着支援

【サービス概要】

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境の変化により生活面の課題が生じている人に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業・自宅等への訪問や利用者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。最長３年間の利用ができます。

【現況・課題】

平成 30 年度からの新規事業のため、第４期期間中の実績はありません。

【第 5 期の利用の見込み】

新規事業のため、利用者数は毎年１人を見込みます。一般就労に移行した利用者の生活状況を把握しながら、丁寧にサービス利用につなげていくことが重要です。

≪1 か月あたりの利用の実績と見込み≫

		実績				見込み		
		第三期末	第 4 期			第 5 期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
利用者数	人					1	2	3
対見込み比								

【サービス量確保の方策】

平成３０年度から始まる新規サービスのため、今後サービス提供体制の確保を図るとともに、必要に応じてサービスを利用できるよう、関係機関との連携や情報共有に努めます。

⑧　療養介護

【サービス概要】

医療が必要な人で、常時介護を必要とする重度心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

【現況・課題】

市内及び乙訓圏域に療養介護事業所はありません。利用者は市外の事業所を利用しています。

在宅で生活することが困難な重度の障がいのある人の生活の場であることから、支援員の増員や支援の質の向上が求められています。また、家族の高齢化とともに、市外施設への面会、帰宅時の送迎などが身体的・経済的な負担となっています。

【第５期の利用の見込み】

利用者数は横ばいで推移すると見込みます。

≪1 か月あたりの利用の実績と見込み≫

		実績				見込み		
		第三期末	第４期			第５期		
		H26	H27	H28	H29 （見込み）	H30	H31	H32
利用者数	人	19	19	17	17	17	17	17
対見込み比		112%	106%	94%	94%			

※H26～H28 は３月実績

【サービス量確保の方策】

市内の事業所の新規開設予定はありません。障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、関係機関との連携及び情報提供に努めます。

⑨　短期入所

【サービス概要】

在宅の障がいのある人を介助する人が病気などの場合に、障がいのある人が短期間入所し、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

【現況・課題】

市内の短期入所事業所は６事業所（14 床）です。（乙訓圏域には他に１事業所（5 床）あり。）いずれも福祉型短期入所事業所であり、医療的ケアの必要な人に対応できる医療型短期入所事業所は乙訓圏域内にはありません。グループホームの新設により、徐々に施設数は増加していますが、児童が利用できる事業所は新設が進まず、利用は依然として低迷しています。

事業所アンケートからは、夜間の時間帯が中心となる支援であることから支援職員の確保が難しく、また、緊急時の利用が多く需要を見込みにくいことや、報酬単価が低く採算面で不安があるなどの課題が挙がっています。

【第 5 期の利用の見込み】

利用意向が高いことが引き続き見込まれるため、今後も利用者数の増加を見込みます。

≪1 か月あたりの利用の実績と見込み≫

		実績				見込み		
		第三期末	第 4 期			第 5 期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
利用者数	人	57	64	72	63	64	65	66
利用量	日／人	3	4	4	4	4	4	4
	人日	185	230	265	257	256	260	264
対見込み比	利用者数	114%	121%	131%	105%			
	利用量	93%	110%	120%	107%			

※H26～H28 は３月実績

【サービス量確保の方策】

第４期期間中にグループホームが市内に１ヶ所新設され、短期入所の定員が１名増加しました。

障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、既存の事業所を有効利用するための方策や他制度に基づく施設（介護保険施設や病院など）での受け入れの可能性についての検討を行うとともに、関係機関との連携及び情報収集と提供に努めます。

遊休地に関する情報収集と提供に努め、施設整備の実現に向けて事業所を支援します。

エ．居住系サービス

① 自立生活援助

【サービス概要】

施設入所支援又は共同生活援助を利用していた人などが、居宅で自立した日常生活を営む上で生じる様々な問題に対して、定期的な巡回訪問や本人からの相談に応じることにより、必要な支援を行います。

【現況・課題】

平成 30 年度からの新規事業です。

【第 5 期の利用の見込み】

施設入所者等の地域移行を踏まえ、毎年 1 人の利用を見込みます。

≪1 か月あたりの利用の実績と見込み≫

		実績				見込み		
		第三期末	第 4 期			第 5 期		
		H26	H27	H28	H29 （見込み）	H30	H31	H32
利用者数	人					1	1	1
対見込み比								

【サービス量確保の方策】

平成３０年度から始まる新規サービスのため、今後サービス提供体制の確保を図るとともに、地域移行への希望に応じて適切にサービスを利用できるよう、関係機関との連携や情報共有に努めます。

② 共同生活援助（グループホーム）

【サービス概要】

主として夜間に、障がいのある人が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助や、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

【現況・課題】

市内の共同生活援助事業所は 17 事業所（定員 79 人）です。（乙訓圏域には他に 5 事業所（定員 21 人）あり。）障がいのある人の地域生活の拠点として、特に知的障がいのある人の利用意向が高くなっています。

長期入院患者及び施設入所者の地域移行時のサービスとして期待されていますが、受け皿として機能するには、支援員の確保や施設整備、報酬面などの課題があります。国において、新たに重度対応型グループホームの検討が進められているなど、障がいのある人が身近な地域で暮らし続けるための制度改正が進められています。

【第 5 期の利用の見込み】

住み慣れた地域で生活し続けたいというニーズが高いため、今後も利用者数の増加を見込みます。

≪1 か月あたりの利用の実績と見込み≫

		実績				見込み		
		第三期末	第 4 期			第 5 期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
利用者数	人	55	53	53	62	63	64	65
対見込み比		120%	98%	95%	113%			

※H26～H28 は 3 月実績

【サービス量確保の方策】

入居者の障がいの状況に合わせた施設の整備には多大な経費が必要なため、グループホームを整備する法人に対し、国制度（社会福祉施設整備補助金）の活用を促します。

また、既存の建物改修に捉われない整備のあり方について検討するとともに遊休地の情報収集と提供に努め、施設整備を行う事業所を支援します。

③　施設入所支援

【サービス概要】

通所によって生活介護や訓練などを受けることが困難な人を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

【現況・課題】

市内の施設入所支援事業所は１事業所（定員 20 人）です。（乙訓圏域には他に事業所なし。）利用者の多くは市外の施設を利用しています。

市内の事業所は身体障がい者を対象としていることから、特に重度の知的障がいのある人や医療的ケアの必要な人が安心して暮らせる入所施設が乙訓圏域に必要との意見があります。障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な居住機能の確保について、引き続き検討が必要です。

【第 5 期の利用の見込み】

平成 29 年度末の入所者数 53 人のうち、毎年

１ 人が地域移行により減少すると見込みます。地域移行以外を理由とする退所者と新規入所者は同数と見込みます。

≪1 か月あたりの利用の実績と見込み≫

		実績				見込み		
		第三期末	第 4 期			第 5 期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
利用者数	人	48	49	50	53	52	51	50
対見込み比		104%	102%	106%	104%			

※H26～H28 は３月実績

【サービス量確保の方策】

市内に事業所の新規開設予定はありません。入所を希望する障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、市外施設も含めた情報収集と提供に努めます。

オ．地域生活支援事業

①　理解促進・研修啓発事業（必須事業）

【サービス概要】

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る中で起こる「社会的障壁（バリア）」を取り除くため、障がいのある人への理解を深めることを目的にした研修や啓発活動を通じて、地域住民へ働きかけます。

平成 30 年４月施行の「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例」の趣旨を踏まえ、障がいに対する理解の向上と合理的配慮の提供の促進を図ります。

【現況・課題】

本市在勤・在住の人を対象に、視覚障がいのある国家資格所持者による無料のマッサージ体験会を（委託して）実施しています。このマッサージ体験会を通して、障がいに対する理解を深め、障がいのある人の雇用就労を促進します。

なお、地域生活支援事業上の位置付けはしていませんが、障害者週間（１２月３日～１２月９日）に合わせた「障がい者児の人権を考える市民のひろば」や、市庁舎内やイベントで事業所がほっとはあと製品を販売する「ほっこりんぐ事業」などを引き続き実施します。

【第 5 期の見込み】

継続して実施します。

≪各年度の実績と見込み≫

	実績				見込み		
	第三期末	第 4 期			第 5 期		
	H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【サービス量確保の方策】

より多くの人に啓発するため、また障がいのある人の雇用就労促進のため、一層の推進が求められます。市内のイベントとの同時開催や市内企業の協力、連携のもと開催し、事業を推進します。

②　自発的活動支援事業（必須事業）

【サービス概要】

障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、障がいのある人やその家族、ボランティア活動団体、地域住民などによる自発的な取組を支援します。

【現況・課題】

平成３０年４月施行の「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例」では、市民や団体、事業者による障がい理解の向上や合理的配慮の提供促進について定めていることからも、地域における自発的な取組を促し、支援していくための仕組みの検討が必要です。

【第 5 期の見込み】

関係部署と連携しながら、ボランティア活動団体や自治会等の自発的な取組を促進します。

≪各年度の実績と見込み≫

	実績				見込み		
	第三期末	第 4 期			第 5 期		
	H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
実施の有無	未実施	検討	検討	検討	検討	実施	実施

【サービス量確保の方策】

関係部署と連携し、諸団体へ働きかけながら、検討、実施します。

③　成年後見制度利用支援事業（必須事業）

【サービス概要】

障がい等により判断能力が十分でない状態にある人が、財産管理や日常生活上の契約等を適切に行えるように支援するため、成年後見制度の利用を支援します。

一定の要件に該当する人に対し、市長が本人や親族に代わって申立てを行う「市長申立て」や、申立て費用や成年後見人等への報酬費用についての助成を行います。

【現況・課題】

障がいのある人の家族の高齢化等の状況から、成年後見制度の利用について関心が高まっています。

【第 5 期の見込み】

第４期期間中において報酬費用の助成人数が増加しました。第５期においても引き続き利用者の増加が見込まれます。

また、制度の周知に伴い、「市長申立て」についても利用が増える見込みです。

≪各年度の実績と見込み≫

		実績				見込み		
		第三期末	第 4 期			第 5 期		
		H26	H27	H28	H29 （見込み）	H30	H31	H32
実利用人数	人	1	4	6	9	10	11	12
対見込み比		50%	133%	200%	300%			

【サービス量確保の方策】

広く事業の周知を図り、成年後見制度を必要とする障がいのある人が安心して利用できるよう支援します。

④　成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

【サービス概要】

成年後見制度における後見等の業務を法人が適正に行える体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

【現況・課題】

法人後見の実施のあり方について継続して検討中です。

【第 5 期の見込み】

今後も、成年後見制度の適切な利用につながるよう、法人後見の活動支援の可能性について検討します。

≪各年度の実績と見込み≫

	実績				見込み		
	第三期末	第 4 期			第 5 期		
	H26	H27	H28	H29 （見込み）	H30	H31	H32
実施の有無	未実施	検討	検討	検討	検討	実施	実施

【サービス量確保の方策】

「長岡京市の権利擁護・成年後見制度のあり方を考える会」の提言を踏まえ、引き続き法人後見のあり方と必要な支援について検討し、第５期期間中での実施を目指します。

⑤　意思疎通支援事業（必須事業）

【サービス概要】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障を伴う障がいのある人に対し、意思疎通支援者の派遣等を行います。

〇手話通訳者、要約筆記者派遣事業

障がいのある人が、日常生活において手話や要約筆記により意思疎通を図るため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。また、従来の手書きの要約筆記に加え、平成２９年度からはパソコン要約筆記の派遣を開始しました。

〇手話通訳者設置事業

市役所の窓口での利便性を図るため、手話通訳者を設置します。

〇重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業

発語困難等で意思の疎通が困難な重度の障がいのある人が医療機関に入院したときに、医療従事者とのコミュニケーションを支援するため、支援員を派遣します。

【現況・課題】

手話通訳者派遣・要約筆記者派遣ともに需要が伸びています。情報保障の必要性についての社会的理解の広がりに伴って、イベント主催者からの要請による派遣も増加傾向です。また、平成２９年度には、市の主催行事において初めてパソコン要約筆記を導入しました。

今後も、平成３０年４月施行の「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例」の趣旨を踏まえ、障がいのある人の社会参加が進むよう多様なコミュニケーション手段の普及と利用の促進に取り組みます。

【第 5 期の見込み】

手話通訳者派遣は、手話による意思疎通の配慮が進み、聴覚障がい者の社会参加が進むことによる増加を見込んでいます。

要約筆記者派遣は、市民への浸透が進むことにより、聞こえに不便のある利用希望者の増加を見込みます。

重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業については、利用が増加傾向にありましたが、平成 30 年度の法改正により、重度訪問介護が入院中にも利用できるようになることから、一定の移行が見込まれます。

≪各年度の実績と見込み≫

○手話通訳者、要約筆記者派遣事業

		実績				見込み		
		第三期末	第４期			第５期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
手話通訳者派遣実利用数		30 人	695 件	506 件	453 件	470 件	480 件	490 件
要約筆記者派遣実利用数		38 人	171 件	157 件	155 件	160 件	165 件	170 件
対見込み比	手話	124%	105%	76%	68%			
	要約	95%	132%	112%	103%			

※手話通訳（要約筆記）者派遣事業の実績の数値は、第三期計画においては**実利用者数**で、第４期、第５期計画については**実利用件数**で作成しています。

○手話通訳者設置事業

		実績				見込み		
		第三期末	第４期			第５期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
手話通訳者設置人数	人	5	5	5	3	3	3	3
対見込み比		167%	100%	100%	60%			

○重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業

		実績				見込み		
		第三期末	第４期			第５期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
入院時コミュ実利用人数	人	3	2	7	8	5	5	5
対見込み比		75%	33%	88%	20%			

※平成30年度法改正により、入院時に重度訪問介護を利用できるようになることから、本事業利用者の一部が重度訪問介護による支援に移行する可能性を踏まえた見込みとしています。

【サービス量確保の方策】

手話奉仕員養成研修事業等をはじめ、コミュニケーション支援従事者の育成・確保に努め、需要の伸びに対応できる提供体制を整えます。

⑥　日常生活用具給付事業（必須事業）

【サービス概要】

障がいのある人の日常生活の便宜を図るための用具について、給付または貸与を行います。

【現況・課題】

年度によって利用件数の増減が大きく、見込みに対する進捗率もばらつきが大きくなっています。

【第 5 期の見込み】

日常生活用具の必要性は高く、障がいのある人が必要に応じて給付を受けることができるよう、適切な提供量を見込みます。

≪各年度の実績と見込み≫

		実績				見込み		
		第三期末	第 4 期			第 5 期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
介護訓練支援用具	件	13	3	7	4	10	10	10
対見込み比		260%	23%	54%	31%			
自立生活支援用具	件	39	32	25	25	30	30	30
対見込み比		130%	107%	83%	83%			
在宅療養等支援用具	件	18	21	17	10	20	20	20
対見込み比		72%	105%	85%	50%			
情報・意思疎通支援用具	件	26	24	18	16	20	20	20
対見込み比		104%	96%	72%	64%			
排泄管理支援用具	件	473	1,501	1,543	1600	1600	1600	1600
対見込み比		110%	268%	276%	286%			
住宅改修費	件	7	4	2	3	5	5	5
対見込み比		140%	80%	40%	60%			

【サービス量確保の方策】

利用者の要望や障がいの特性、改良が重ねられ続けている用具に合わせて適切な日常生活用具を給付し、障がいのある人の生活の質の向上を図ります。

⑦　手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

【サービス概要】

日常会話を行うのに必要な手話の語いと手話の表現技術を習得した人を養成し、聴覚に障がいのある人が意思疎通の支援を通して、日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

【現況・課題】

手話教室「入門」を市単独で開催し、手話教室「基礎」を乙訓２市１町で共催しています。

【第 5 期の見込み】

手話の普及を図り、聴覚障がい者が円滑に意思疎通できる環境を整備するため、今後も継続的に実施します。

≪各年度の実績と見込み≫

		実績				見込み		
		第三期末	第 4 期			第 5 期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
養成講習実修了人数	人	29	34	43	31	35	37	40
対見込み比		171%	136%	172%	124%			

【サービス量確保の方策】

手話の習得の程度に応じた研修を継続的に実施し、手話奉仕員を養成します。

⑧　移動支援事業（必須事業）

【サービス概要】

屋外での移動が困難な障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、社会参加等に必要な外出時の支援を行います。

【現況・課題】

長岡京市に登録のある、市内の移動支援事業所は 17 事業所です。（乙訓圏域には他に６事業所あり。）市外近隣地域の事業所の利用も増えています。

利用人数・利用時間ともに伸びています。外出支援へのニーズは高く、近隣の散歩や旅行など、幅広い目的で利用されています。

一方では、ニーズに対する支援者が不足しているため、希望通りに利用ができないことがあります。サービス量の確保のため、市内事業所において従事者養成講座を実施するなど人材確保に努めるとともに、現状の社会資源を有効に利用するための方法について、関係機関による検討が必要です。

【第 5 期の見込み】

社会参加に必要なサービスのため、移動支援事業はどの障がい種別においても利用意向が高くなっています。引き続き利用者数の増加を見込みます。

≪各年度の実績と見込み≫

		実績				見込み		
		第三期末	第 4 期			第 5 期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
実利用人数	人	175	178	192	181	183	185	187
延利用時間	時間／人	6.4	78	75	81	81	81	81
	時間	1,126	13,859	14,389	14,570	14,823	14,985	15,147
対見込み比	利用人数	117%	99%	104%	95%			
	利用時間	87%	99%	93%	91%			

※第三期計画（平成 24 年～26 年）における延利用時間は各年度の延べ利用時間を 12（か月）で割ったものです。第４期、第５期計画においては年間の延べ利用時間（見込み）を記載しています。

【サービス量確保の方策】

市内事業所や関係機関と協力して人材の育成に努めることで、利用の需要の伸びに対するサービスの提供体制を確保するとともに、他のサービス類型について、事例の調査をしながら導入を検討します。利用者の意向を的確に把握し、ニーズに合った支給決定に努めます。

⑨　地域活動支援センター（必須事業）

【サービス概要】

障がいのある人が日中に通う施設で、創作的活動や生産活動を実施し、地域社会との交流を促進します。また、地域の実情に応じ、事業所ごとの特色あるサービスを提供します。

【現況・課題】

市内の地域活動支援センターは３事業所です。（乙訓圏域には他に１事業所あり。）

市外の１事業所が生活介護提供事業所へ移行したため、実施事業所数が減少しました。

【第５期の見込み】

施設数、利用者数ともに現状維持を見込んでいます。

≪各年度の実績と見込み≫

			実績				見込み		
			第三期末	第４期			第５期		
			H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
実施箇所数	市内	箇所	3	3	3	3	3	3	3
	市外	箇所	3	3	3	2	2	2	2
対見込み比			200%	100%	100%	83%			
実利用人数	市内	人	26	29	30	26	26	26	26
	市外	人	3	3	3	2	2	2	2
対見込み比			58%	107%	106%	88%			

※関連する市町村・・・大山崎町、大阪府大阪市淀川区

【サービス量確保の方策】

特定の障がいを対象に専門的な支援を行っている事業所もあることから、各事業所の特色に応じて、利用者の特性や希望に合った必要な支援を受けられるよう、情報の収集と提供に努めます。

他のサービスを含め、利用者が適切なサービスを利用できるよう、関係機関との連携や情報共有に努めます。

⑩　任意事業

＜福祉ホームの運営＞

【サービス概要・現況・課題・見込み】

住居を必要とする障がいのある人に対して、低額な料金で、居室その他の設備を提供し、日常生活に必要な支援を行います。対象事業所は市内に１事業所、市外に１事業所があります。

障がいのある人が安心して生活できる拠点である福祉ホームに対し、運営補助を継続します。

≪各年度の実績と見込み≫

	実績				見込み		
	第三期末	第４期			第５期		
	H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
運営補助実施件数	１件	１件	２件	２件	２件	２件	２件

※第三期計画においては、福祉ホームの利用者数を計画値としていましたが、第４期、第５期計画では運営補助実施件数を計画値としています。

＜訪問入浴サービス＞

【サービス概要・現況・課題・見込み】

地域における障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

訪問入浴サービスの利用者は、長期入院や退院に伴う増減や新規利用もあり、年間３～６人で推移しています。

≪各年度の実績と見込み≫

		実績				見込み		
		第三期末	第４期			第５期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
実利用者数	人	3	4	6	5	5	5	5
利用量	回／人	66	46	70	70	50	50	50
	回	199	185	206	210	250	250	250
対見込み比	実利用者数	60%	133%	200%	300%			
	利用量	75%	88%	98%	100%			

＜生活訓練等＞

【サービス概要・現況・課題・見込み】

障がいのある人に対し、生活の質の向上と社会復帰の促進を図るため、日常生活上必要な宿泊や外出の訓練・指導、活動の支援を行います。

本事業は、これまでと同様に、法人に委託して実施します。平成 29 年度からは、身体障がい者と知的障がい者を対象とする取組に加え、新たに精神障がい者を対象とするグループワークを開始しました。

≪各年度の実績と見込み≫

	実績				見込み		
	第三期末	第 4 期			第 5 期		
	H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
実利用者数	2 事業所	6 人	6 人	15 人	20 人	25 人	30 人
対見込み比	40%	40%	40%	75%			

※第三期計画においては、実施事業所数を計画値とし、第４期、第５期計画においては、事業の利用者数を計画値としています。

＜日中一時支援＞

【サービス概要・現況・課題・見込み】

障がいのある人などに日中における活動の場を確保し、障がいのある人などの家族の就労を支援するとともに、一時的な休息の機会を確保します。

長岡京市内の日中一時支援事業所は１事業所です。（乙訓圏域には他に１事業所あり。）第４期期間中に定員が増加しました。利用意向は高いため、ニーズに対してサービス量が不足しています。利用者の意向を把握し、ニーズに合ったサービスが利用できるよう支援します。第５期計画においては現状維持の形で推移すると見込みます。

≪各年度の実績と見込み≫

		実績				見込み		
		第三期末	第４期			第５期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
実利用者数	人	53	52	53	50	54	54	54
利用量	時間／人	4.1	50	53.4	48.2	48.9	48.9	48.9
	時間	218	2,580	2,831	2,408	2,640	2,640	2,640
対見込み比	実利用者数	82%	95%	96%	91%			
	利用量	84%	102%	112%	96%			

※第三期計画における利用量は各年度の利用時間を 12(か月）で割ったものです。第４期、第５期計画の利用量は、年間の利用見込み時間（総利用時間・一人あたりの年間利用時間）を記載しています。

＜文化芸術活動振興＞

【サービス概要・現況・課題・見込み】

障がいのある人の芸術・文化活動を振興するため、障がいのある人の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。

継続的して支援する必要があることから、第５期計画においても増加傾向で見込みます。

≪各年度の実績と見込み≫

		実績				見込み		
		第三期末	第４期			第５期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
利用者数	人	407	365	298	283	290	300	310
対見込み比			239%	111%	86%			

＜奉仕員養成研修＞

【サービス概要・現況・課題・見込み】

要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員について養成研修を行います。

朗読奉仕員養成研修は平成２６年度から３年に１回の頻度で開催します。

各奉仕員の需要は高く、継続した事業の実施が求められます。

≪各年度の実績と見込み≫

		実績				見込み		
		第三期末	第４期			第５期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
利用者数	人	31	8	14	26	18	20	28
対見込み比		69%	15%	25%	37%			

＜障害者虐待防止対策支援＞

【サービス概要・現況・課題・見込み】

障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がいのある人の福祉・医療・司法に関連する職務の従事者や関係団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。

現在、虐待時の一時保護を委託契約している事業者に引き続き委託していきます。

≪各年度の実績と見込み≫

		実績				見込み		
		第三期末	第４期			第５期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
委託契約事業者数	件	8	8	8	8	8	8	8

＜自動車運転免許取得・改造助成＞

【サービス概要・現況・課題・見込み】

身体障がいのある人の就労等社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許の取得に要する費用や自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

利用者数は例年０～１人となっているため、各年度１人の利用を見込みます。

≪各年度の実績と見込み≫

		実績				見込み		
		第三期末	第４期			第５期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
免許取得利用者数	人	0	1	0	1	1	1	1
改造助成利用者数	人	0	1	1	1	1	1	1
対見込み比	免許取得	0%	100%	0%	100%			
	改造助成	0%	100%	100%	100%			

障がい児福祉計画（第１期計画）

カ．相談系サービス

①　障害児相談支援（指定障害児相談支援）

【サービス概要】

障がい児通所支援を利用するすべての障がいのある児童を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

【現況・課題】

市内の指定障害児相談支援事業所は４事業所です。（乙訓圏域には他に３事業所あり。）利用者に対する計画作成導入率は 100%となっています。障がい児通所支援事業所の増加に伴い、利用者も増加しています。

利用者数に対して、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員が不足しているため、相談支援専門員１人あたりの担当件数が多くなり、サービス利用の手続きに時間を要することがあります。また、一時期にサービス等利用計画の更新が集中し、支援員の負担が大きくなっていることから、相談支援員の増員が求められます。相談支援の質の向上を図り、サービスを安定して利用できるための支援と、利用者のニーズを踏まえた生活支援に取り組む必要があります。１８歳到達により障がい福祉サービスへ移行する際、途切れることなく必要なサービスが利用できるよう支援が必要となります。

【第５期の利用の見込み】

障がい児通所支援を利用する児童は今後も増えると見込まれます。サービス利用者の増加と合わせて、障害児相談支援利用者を見込みます。

≪1 か月あたりの平均実利用者数の実績と見込み≫

		実績（障がい福祉計画）				見込み（障がい児福祉計画）		
		第三期末	第４期			第１期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
利用者数	人／月	56.9	59	58	62.6	64	66	68
対見込み比		142%	148%	135%	136%			

※「障害児相談支援」の利用者数は、各月毎の「実利用者数」を１２か月分合計し１２（か月）で割った値。

【サービス量確保の方策】

市内の相談支援専門員を増やすため、相談支援専門員養成研修を実施する京都府に対し、研修の定員及び実施回数の増加について引き続き要望していきます。

相談内容の多様化に対応するため、相談支援事業者への支援として、自立支援協議会の相談支援部会や市独自のネットワーク連絡調整チーム会議を通じて地域の相談支援体制の充実と重層化を図ります。

キ．児童福祉サービス

① 児童発達支援

【サービス概要】

就学前の発達支援を必要とする児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能や集団生活への適応訓練などを行います。

【現況・課題】

市内の児童発達支援事業所は２事業所です。（乙訓圏域には他に３事業所あり。）乳幼児期は児童の成長にとって大切な時期であり、日常生活の基礎的能力や人間関係を身につけるために、身近な地域で早期に支援を受けられることが求められています。

【第１期の利用の見込み】

療育への利用意向の高さに加え、第４期期間中に２事業所が新規参入し、今後も新規事業所の開設が見込まれることから、利用人数・利用量ともに増加を見込みます。

また、平成 32 年度には児童発達支援センターの設置を目指しており、サービス量の増加を見込みます。

≪各年度の実績と見込み≫

		実績（障がい福祉計画）				見込み（障がい児福祉計画）		
		第三期末	第４期			第１期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
利用者数	人／月	101	106	102	93	105	105	110
利用量	日／人	3	3	3	3	3	3	3
	人日／月	272	285	279	286	315	315	330

※H26～H28 は３月実績

【サービス量確保の方策】

事業所数の増加を踏まえ、保護者が児童にとって必要な支援を受けられる事業所を適切に選択ができるよう、情報収集と提供に努めます。平成 32 年度末までに児童発達支援センターを乙訓圏域に設置することで、児童発達支援のサービス量を増やすとともに、重層的な療育体制の構築に努めます。

②　医療型児童発達支援

【サービス概要】

上下肢または体幹の機能の障がいのある児童に、児童発達支援と治療を行います。

【現況・課題】

医療型児童発達支援事業所は市内及び乙訓圏域にはありません。利用者は市外事業所を利用しており、速やかに支援につながることが求められる一方で、遠方までの送迎に家族の負担が生じています。

【第１期の利用の見込み】

各年度３人ずつの利用を見込みます。

≪各年度の実績と見込み≫

		実績（障がい福祉計画）				見込み（障がい児福祉計画）		
		第三期末	第４期			第１期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
利用者数	人／月	1	3	4	2	3	3	3
利用量	日／人	5	5	10	10	10	10	10
	人日／月	5	16	41	20	30	30	30

※H26～H28 は３月実績

【サービス量確保の方策】

障がいのある児童が必要なサービスを利用できるよう、関係機関との連携に努めるとともに、身近な地域でサービスが利用できるよう、関係機関との協議に努めます。

③ 居宅訪問型児童発達支援

【サービス概要】

重度の障がい等により外出が著しく困難な障がいのある児童を対象に、事業所の指導員が児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の発達支援を行います。

【現況・課題】

平成 30 年度からの新規事業のため、第 4 期期間中の実績はありません。

【第 1 期の利用の見込み】

対象となる児童が少ないと見込まれるため、1 人の利用を見込みます。

≪各年度の実績と見込み≫

		実績（障がい福祉計画）				見込み（障がい児福祉計画）		
		第三期末	第 4 期			第 1 期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
利用者数	人／月					1	1	1
利用量	日／人					5	5	5
	人日／月					5	5	5

【サービス量確保の方策】

障がいのある児童が必要なサービスを利用できるよう、情報提供及び関係機関との連携に努めます。

④　放課後等デイサービス

【サービス概要】

就学中の児童に対して、放課後や休日、夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練等を継続的に実施し、放課後の居場所や社会との交流を提供します。

【現況・課題】

市内の放課後等デイサービス事業所は６事業所です。（乙訓圏域には他に４事業所あり。）障がいのある児童にとって、放課後等における集団での過ごしの場として、また、就労する保護者にとっての預かりの場としての高い利用意向があります。

第４期期間中に５事業所の新規参入（一般４事業所、重心：１事業所）があり、サービス量が増加しました。今後も新規参入が見込まれるため、サービス量の増加が期待できますが、同時にサービスの質の確保が求められます。

子ども・子育て支援事業により、保育所や放課後児童クラブなど多様な過ごしの場の利用が出来るよう、関係機関との連携が求められます。

【第１期の利用の見込み】

利用意向の高さに加え、新規事業所の開設により利用定員の増加が見込まれることを踏まえ、引き続き利用人数、利用量ともに増加を見込みます。

≪各年度の実績と見込み≫

		実績（障がい福祉計画）				見込み（障がい児福祉計画）		
		第三期末	第４期			第１期		
		H26	H27	H28	H29 （見込み）	H30	H31	H32
利用者数	人／月	136	146	94	169	170	175	180
利用量	日／人	5	6	9	5	7	7	7
	人日／月	715	885	806	1,130	1,190	1,225	1,260

※H26～H28 は３月実績

【サービス量確保の方策】

事業所数の増加により、利用者が自身の希望に合った事業所を選択することや一人一人のニーズに合わせたサービス量の支給決定ができるようになりました。

アセスメントにより、ニーズに合った適切な過ごしの場の選択やサービスの利用ができるよう、情報提供及び関係機関との連携に努めます。

⑤　保育所等訪問支援

【サービス概要】

保育所等を現在利用中または今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所等での集団生活への適応のために専門的な支援を必要とする場合に、本人と利用施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

平成 30 年度より、従来の通所先（保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ等）に加えて、乳児院及び児童養護施設に入所している障がいのある児童が追加されました。

【現況・課題】

市内の保育所等訪問支援事業所は 1 事業所です。（乙訓圏域には他に事業所なし。）利用者は 1～3 人で推移しています。障がいのある児童が障がいのない児童とともに育ちあう機会を確保するため、支援に必要な情報の共有と緊密な連携のとれる体制づくりが課題です。

【第 1 期の利用の見込み】

潜在的なニーズは高いと見込まれます。学校から障がい児通所施設との連携を希望する声があがっており、児童発達支援センターの設置によって、保育所等訪問支援サービスの利用が増加すると見込みます。

≪各年度の実績と見込み≫

		実績（障がい福祉計画）				見込み（障がい児福祉計画）		
		第三期末	第 4 期			第 1 期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
利用者数	人／月	2	3	1	2	2	2	3
利用量	日／人	1	2	1	2	2	2	2
	人日／月	2	6	1	4	4	4	6

※H26～H28 は 3 月実績

【サービス量確保の方策】

平成32年度末までに児童発達支援センターを設置し、関係機関の連携体制の整備に努めます。障がい児通所支援事業所等が保育所、学校等の育ちの場での支援に協力できるような支援体制を整備し、障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

⑥　子ども・子育て支援事業計画との連携

【サービス概要】

　障がいの有無にかかわらず、子どもたちが共に成長できるよう、長岡京市子ども・子育て支援事業計画との調和を保ち、子育て支援施策との緊密な連携を図っていきます。

○保育所　11 か所（園）（公立５か所、私立６か園）
　保護者が就労や、病気などの理由で、家庭で保育ができない児童を、保護者に代わって保育します。

○認定こども園（1 か所）
　保護者の就労状況に関わらず利用でき、幼児期の教育と保育を一体的に行います。

○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（12 クラブ）
　就労等の理由で、昼間、保護者が不在である概ね 10 歳未満の児童を学校やその他の施設等で放課後に一定時間の保育をします。

○地域型保育事業（小規模保育）（5 か所）
　6～19 人の少人数を対象に、家庭的な雰囲気の下で保育を行います。

【第 1 期の利用の見込み】

　各施設の受け入れ状況及び第 1 期障がい児福祉計画期間においての受け入れ見込み人数について、下記の通り見込んでいます。

≪各年度の実績と見込み≫

		実績（障がい福祉計画）				見込み（障がい児福祉計画）		
		第三期末	第 4 期			第 1 期		
		H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
保育所	人					63	70	77
認定こども園	人					19	22	25
放課後児童健全育成事業	人					67	67	67
地域型保育事業	人					1	1	1

【サービス量確保の方策】

○保育所、認定こども園、放課後等児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、地域型保育事業においては、障がいのある児童や個別の発達支援を必要とする児童が入所を希望した際、加配職員の配置により受け入れ体制を整備します。

○児童発達支援センター等の支援機関との連携体制を整備し、保育士等の支援員に対して障がいのある児童についての情報共有や連携等、継続的な通所が可能となるよう支援体制の整備に努めます。

⑦　医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

【サービス概要】

国の基本指針において医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することとされています。

コーディネーターの役割として、次のことが示されています。

（1）医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的・包括的な支援の提供につなげる。

（2）協議会に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児支援のための地域づくりを推進する。

【第１期の配置の見込み】

コーディネーターの配置については、京都府で実施される養成研修の内容や修了者の状況、他の自治体における事例等を踏まえ、本市及び乙訓圏域におけるコーディネーターに求められる役割や関係機関との連携方法等について検討します。

≪各年度の実績と見込み≫

	実績（障がい福祉計画）				見込み（障がい児福祉計画）		
	第三期末	第４期			第１期		
	H26	H27	H28	H29（見込み）	H30	H31	H32
配置人数	／	／	／	／	検討	検討	検討

第３章
計画の推進

第３章
計画の推進

計画の推進においては、以下の点を重視します。

１．連携体制の充実

福祉分野だけでなく、保健・医療をはじめ、人権、産業・雇用、教育、住宅など多様な分野において、関係各課との連携・調整を図ります。また、乙訓圏域障がい者自立支援協議会や京都府・近隣市町、基幹相談支援センター、相談支援事業所、サービス提供事業所等との連携のもとで、圏域の課題を共有し計画を推進していきます。長岡京市独自の課題についても、長岡京市障がい者ネットワーク連絡調整チーム会議や個別ケアマネジメント会議等を通じて連携を図っていきます。

また、個人や世帯が抱える課題が多様化・複雑化する中で、高齢・障がい・児童福祉が分野別に対応するだけでなく、それぞれの分野を横断して包括的に課題に対応していくことが求められています。地域共生社会※の実現に向け、複合的課題に対応できる支援体制づくりを進めていきます。

※　P75　資料参照

２．計画の進行管理

PDCA サイクルの考え方のもとで、年に１回以上、成果目標等として掲げた内容を中心とした実績を把握するとともに、地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会において障がい福祉施策や関連施策の動向も踏まえた分析及び評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

３．障がい者（児）福祉基本計画との整合

「第５次障がい者（児）福祉基本計画」（平成２８年３月策定）においても、課題の解決につなげるための具体的方策を定め、本計画の推進と合わせて取り組みます。

また、「障がい福祉計画（第５期計画）・障がい児福祉計画（第１期計画）」の計画期間中に認識した課題については、平成 32 年度に策定予定の「第６次障がい者（児）福祉基本計画」の内容に反映していくものとし、課題の整理や解決に向けた方策を検討します。

４．国への働きかけ

課題解決のために、法制度の改正や人員配置基準・報酬の適正化が必要と判断したものについては、引き続き、国へ実態を伝えるために要望等を行います。

また、厳しい財政状況が続く中、各サービスの推進にあたっては財源の確保が大変重要です。体制を整備し、事業が適正に実施されるためには、国にも一定の負担が求められます。サービスの基盤整備や制度改正等に必要な財源は国の責任において講じられるものとし、サービスの提供に要する財源については市の負担が増加することのないものとして、確実な財源措置が行われるよう、引き続き必要な要望を行っていきます。

＜資料＞

○長岡京市地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会の概要

①開催経過

回数	日時	議事
第１回	平成２９年7月21日（金） 午後１時30分～2時30分	○第５次長岡京市障がい者(児)福祉基本計画及び長岡京市障がい福祉計画（第４期計画）の進捗報告について ○長岡京市障がい福祉計画（第５期計画）の検討について
第2回	平成２９年９月26日（火） 午後１時30分～3時	○長岡京市障がい福祉計画（第４期計画）における課題の達成状況について ○長岡京市障がい福祉計画（第５期計画）・障がい児福祉計画（第１期計画）における課題整理について
第3回	平成２９年12月26日（火） 午後１時30分～3時40分	○長岡京市障がい福祉計画（第５期計画）・障がい児福祉計画（第１期計画）案について
第4回	平成３０年2月１５日（木） 午後3時～3時４５分	○パブリックコメントに基づく計画への反映案について ○長岡京市障がい福祉計画（第５期計画）・障がい児福祉計画（第１期計画）の最終案について

②委員名簿（五十音順）

	選出団体等の名称	氏　名
部会長	華頂短期大学	武田　康晴
部会長代理	長岡京市社会福祉協議会	岩﨑　義典
部会員	相談支援事業所・地域活動支援センター「アンサンブル」	石田　早苗
部会員	長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンバス」	奥田　英太郎
部会員	乙訓障害者支援事業所連絡協議会	栗森　雄児
部会員	京都府立向日が丘支援学校	小西　ルミ子
部会員	乙訓医師会	佐藤　真人
部会員	乙訓やよい会	西村　くみ子
部会員	乙訓圏域障がい者自立支援協議会	能塚　隆裕
部会員	乙訓の障害者福祉を進める連絡会	日野　真喜
部会員	長岡京市知的障がい者相談員	松本　正義
部会員	長岡京市身体障がい者団体連合会	三好　俊昭
部会員	乙訓ひまわり園	森井　詳太
部会員	市民公募	矢野　正
オブザーバー	長岡京市教育委員会	清水　ヒトミ
オブザーバー	乙訓ポニーの学校	渡辺　三知雄

③共生型サービス

共生型サービスの基準・報酬の設定

○　介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

○介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）

○障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）

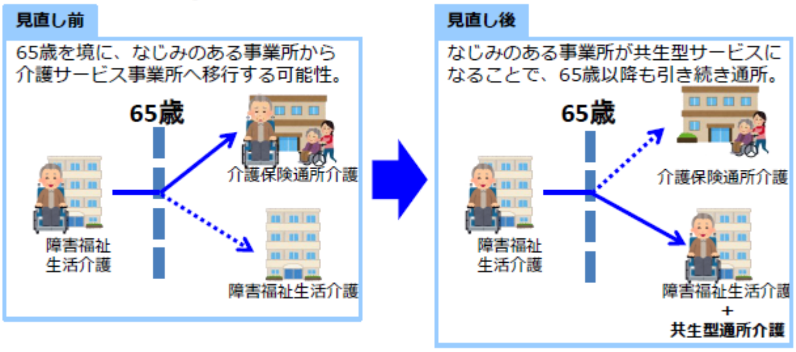

【障害福祉サービス等報酬の例】

○　介護保険の通所介護事業所が、障害者への生活介護を行う場合　694単位

○　共生型生活介護事業所等について、サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域交流の場の提供等の実施を評価。

【例】

・サービス管理責任者配置等加算（新設）　58単位

・　共生型サービス体制強化加算（新設）

①　児童発達支援管理責任者を配置　103単位

②　保育士又は児童指導員を配置　78単位

等

5

共生型サービスの趣旨等

○　平成29年の障害者総合支援法等改正（地域包括ケア強化法）では、
①　障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする、
②　地域の実情に合わせて（特に中山間地域など）、限られた福祉人材の有効活用
という観点から、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」を介護保険、障害福祉それぞれに位置付けた。

○　法律上は、介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の居宅・日中活動系サービスの指定も受けやすくする、「（共生型）居宅・日中活動系サービスの指定の特例」を設けたもの。

○「（共生型）居宅・日中活動系サービスの指定」を受ける場合の基準は、省令で定めることになっている。

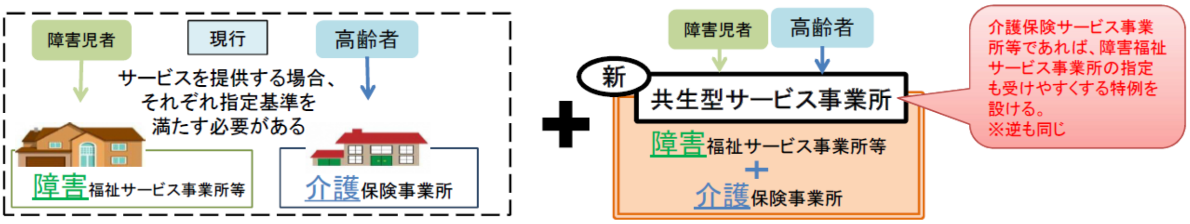

22

資料：厚生労働省

④地域共生社会

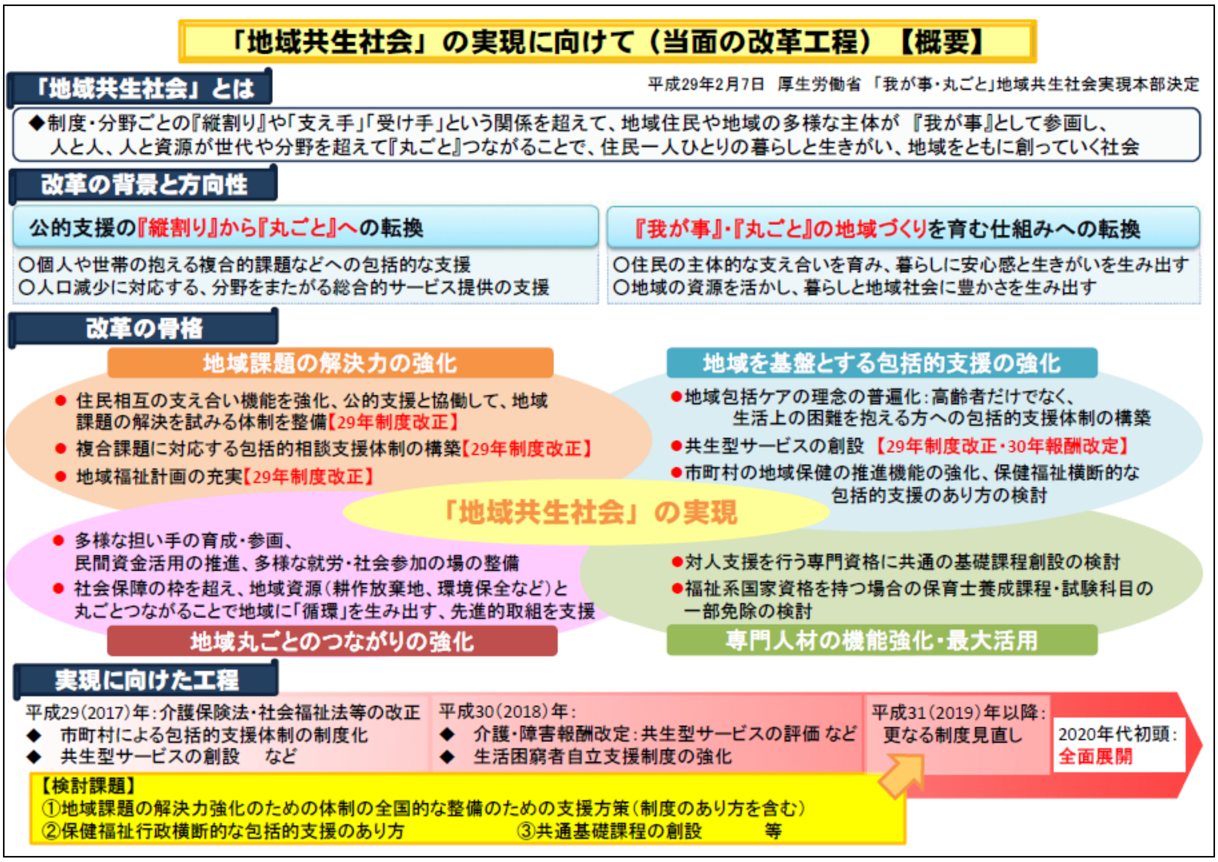

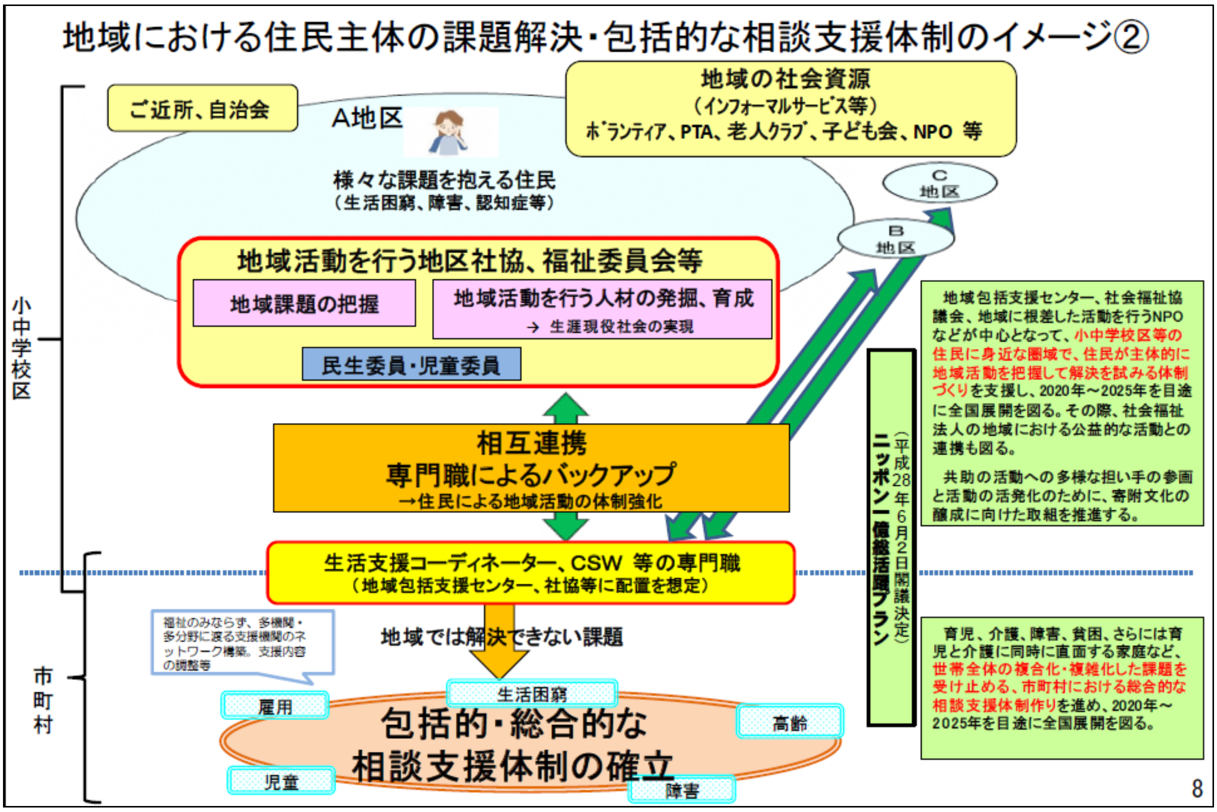

資料：厚生労働省